

始



10
1 2 3 4 5 6 7 8 9 7 10 1 2 3 4

63

72

大正十年六七月開催

開墾及耕地整理主任官會議要錄

農商務省食糧局

63-72

開墾及耕地整理主任官會議要錄

目 次

り ち 寄贈本

一 農商務大臣訓示	一 食糧局長指示
一 開墾助成事務取扱二關シ注意ノ件	一 出席者
一 議事經過	一 會議事項
一 甲 開墾ニ關スル事項	一 乙 耕地整理ニ關スル事項
諸問事項答申(別冊)	諸問事項答申及決議
協議事項決議	
二十五頁	三十六頁
二十四頁	三十六頁
二十二頁	
十六頁	
九頁	
十二頁	
一 11 130 正 奇	

一 地方提出協議事項及決議

開墾及耕地整理主任官會議要錄

農商務大臣訓示

茲ニ開墾及耕地整理主任官會議ヲ開催スルニ當リ一言スルハ予ノ欣快トスル所ナリ

政府ハ國民食糧生産ノ根本方策トシテ諸般ノ施設ヲ起シ耕地ノ擴張及改良事業ノ進捗ヲ企圖シタルニ各地方廳ノ獎勵ト相俟テ其ノ成績見ルヘキモノアリ事業益發展ノ趨勢ニ在ルハ甚喜フ所ニシテ地方ニ在リテ直接之カ獎勵ノ任ニ當ル諸君ノ勞ヲ多トス

我國ニ於ケル食糧問題ハ近時稍小康ヲ得タルノ觀ナキニアラスト雖是レ固ヨリ一時のノ現象ニ過キ思フニ國民食糧ノ需要ハ年ヲ追ヒ增加シテ止ムコトナク之ニ對スル供給ヲ全フセムニハ固ヨリ今日ノ狀況ヲ以テ甘ンスヘキニアラス益生産ノ增加ニ向テ施設策スルノ要アルヲ見ル政府カ本年度ニ於テモ開墾助成其ノ他ニ關スル經費ノ増額ヲ爲シタルカ如キ右ノ趣旨ニ外ナラス然リ而シテ政府ハ新ニ米穀法ヲ制定シ進テ永遠ニ食糧需給ノ安定ヲ圖ルノ施設ヲ起シ特ニ食糧局ヲ設置シテ之カ運用ニ努力シツワアルハ既ニ諸君ノ熟知スル所ナルヘシ而シテ其ノ目的ヲ達セムニハ一面生産ノ增加ニ俟タサルヘカラサルハ勿論ニシテ耕地ノ擴張及改良事業獎勵ノ意義一層重キヲ加ヘ從テ其ノ局ニ當ル諸君ノ責任愈大トナレルヲ思ハスムハアラス諸君益奮勵努力以テ所期ニ副ハレムコトヲ望ム

本會議ニ於ケル各種ノ問題ニ就テハ十分ナル審議ヲ遂ケ事業ノ發展ニ資セラレタシ尙詳細ニ夏リテハ

食糧局長ヨリ指示スル所アルヘシ茲ニ開會ニ當リ所懷ノ大體ヲ述ヘテ諸君ノ留意ヲ望ム

二

食糧局長指示

今回開墾及耕地整理主任官會議ノ開催ニ當リ茲ニ一言スル所アラムトス開墾及耕地整理事業ニ對スル本省ノ方針並要望ニ付テハ大臣ノ訓示アリテ其ノ大體ヲ盡クサレタリ予ハ聊カ細目ニ瓦リテ所思ヲ述ヘ諸君ノ留意ヲ希望セムトス

甲 開墾ニ關スル事項

第一 開墾監督技術官配置ニ關スル件

開墾事業ノ獎勵監督ノ爲地方廳ニ技術官ヲ設置スルノ必要ヲ認メ昨年度迄ニ技師十二人技手十人ヲ配置セルカ本年度ニ於テハ更ニ技師二十五人技手一人ヲ増置セリ未タ之ヲ以テ足レリト爲スヘカラサルヘシト雖事務處理上一段ノ進捗ヲ見ルヲ得ヘシ各府縣ニ於テハ宜シク政府ノ諸施設ト對應シ益々開墾事業ノ發達ヲ企圖スルト共ニ開墾助成出願其ノ他ノ事項ニ關シ一層其ノ指導監督ヲ周到ニシ十分ノ成績ヲ舉クルニ努力セラレムコトヲ望ム

第二 開墾助成事務取扱ニ關スル件

助成事務ノ取扱方ニ付テハ從來取扱ヒタル所ニ依リ特ニ諸君ノ注意ヲ希望スル事項ヲ舉クレハ
一、毎年度ノ工事ハ豫定ノ功程ヲ下ラサル様進捗セシメ助成指令ニ指示シタル工事期間内ニ終了スル様督勵セラレタキコト

二、耕地整理組合ノ設立其ノ他助成出願ニ先チ認可ヲ要スルモノハ速ニ其ノ認可ノ手續ヲ了シ又助成願ハ工事開始前ニ提出セシムルコトヲ力メ法律上並實際監督上支障ナカラシムル様注意セラレタキコト

三、助成事務取扱方ニ付本省ヨリ發シタル各種通牒事項ノ實行並書類ノ誤記誤算等ナキヲ期スルノ件ニ付テハ昨年ノ本會議ニ於テ指示シタルトコロナルモ未タ遺憾ノ點多シ事務進捗上支障尠ナカラサルヲ以テ一層ノ注意アリタキコト

等ナルカ更ニ一言シタキハ助成事務ハ金錢ノ交付ニ關スル事務ナルヲ以テ自他共ニ注意ヲ加ヘ苟クモ他ノ誤解ヲ惹起スルカ如キコトナキヲ期スルコト是ナリ

第三 開墾地移住獎勵ニ關スル件

開墾地移住獎勵ニ關シテハ曩ニ獎勵金交付ノ方法ヲ樹テタルニ對シ相當成績ヲ示スニ至リタルモ移住家屋ノ設計其ノ計畫ニ付テハ猶考慮スヘキ點専カラス宜シク地方ノ實狀ニ應シ工夫改善ヲ爲スヲ要スヘシ尙移住獎勵ニ關シテハ右ノ外將來ニ於テ實施スヘキ事項不妙ト考ヘラル就中移住者ヲ要スル開墾地及開墾地ヘノ移住希望者ヲ廣ク相互ニ紹介スルコトハ差當リ必要ト認メ今般之ヲ實施スルコトナレルヲ以テ各府縣ニ於テハ實行上遺憾ナキ様充分協力アラムコトヲ望ム

第四 開墾地用機械利用ノ獎勵ニ關スル件

開墾事業ノ進捗ヲ助長スルカ爲機械力ノ利用ヲ獎勵スルノ趣旨ヲ以テ從來農用牽曳機、拔根機等貸與ノ手段ヲ採リ來リシカ其ノ成績概シテ良好ナルヲ見ル而シテ其ノ效果ノ確實ナルモノニ付テハ從來ノ方法ノ外更ニ進シテ其ノ利用ノ普及ヲ圖ルノ方法ヲ講シ施設ノ目的ヲ達成セムトス各地方ニ於テモ之ニ對應シテ事功ヲ舉クルニ努メラレンコトヲ望ム

第五 地下水ノ利用ニ關スル件

地下水ノ利用ハ農業經營上又ハ農村生活上地方ニ依リ甚有利ナルモノアリ本省ニ於テハ從來之ニ留意シ地方ノ必要ニ應シテハ實地ノ調査指導ニ任シツツアリ而シテ今後益之カ利用ヲ廣ムルヲ必要ト認ム各地方廳ニ於テモ其ノ實行ヲ進ムルニ努メラレンコトヲ望ム

乙 耕地整理ニ關スル事項

第一 農業水利改良ト河川改修ニ關スル件

農業水利改良事業ハ河川改修ト共ニ之ヲ施行スルヲ適當ナリトスル場合少シトセス然ルニ從來河川改修ノ行ハレタル地方ニシテ農業水利改良事業ノ之ニ伴ハサルカ爲耕地ノ灌漑排水未タ適當ナルニ到ラサルモノアルハ最遺憾トスルトコロナリ內務省ニ於テハ第一期河川改修ノ工事既ニ完成セムトシ近ク第二期河川改修ニ著手セムトス此等河川モ亦農業水利ニ多大ノ關係アル可キカ故ニ改修計畫ト共ニ農業水利改良計畫ヲ調査立案シ以テ農業水利改良ノ實行ヲ期シ他日ニ遺憾ナカラシムコトヲ望ム

第二 耕地整理工事ノ確實ヲ期スルノ件

耕地整理事業ノ發達ニ伴ヒ一層工事ノ確實ヲ期スルハ事業獎勵上必要ナルコト今更論ヲ俟タス
本省ニ於テハ此ノ目的ヲ達セムカ爲從來行ヒ來レル講習ノ外府縣農會其ノ他ニ對シ地方技術講
習ヲ委託スルコトトシ大正九年度ヨリ之ニ著手シ本年度ニ於テハ既ニ鳥取、青森ノ二縣ニ委嘱
セリ本講習ハ經費ノ都合ニ依リ多ク行ヒ難キヲ遺憾トスト雖最寄各府縣ニ於テ之ヲ利用スルコ
トトセハ其ノ效鈔カラサルヘシ此ノ際各地方ニ於テモ其ノ趣旨ニ從ヒ耕地整理技術ニ從事スル
モノノ技術ノ向上ヲ計リ一層工事ノ確實ヲ期セラレムコトヲ望ム

第三 耕地整理國庫補助ニ關スル件

耕地整理及土地改良獎勵費規則第二條第一號ノ設備ニ要スル費用中當該年度ノ豫定事業ヲ終了
シタルモノニシテ毎年多額ノ決算殘額ヲ生スルモノアリ此ノ殘額ハ既ニ事業ノ全部ヲ終了シタ
ル以上ハ直ニ道廳府縣ノ歲入ニ組入レ支障ナキカ如クナルモ苟クモ多額ノ國庫補助ヲ受ケタル
費用ニシテ如斯モノアルハ本事業獎勵ノ主旨トスルトコロニ非サルノミナラス此ノ如キハ豫算
編成ノ基礎タル事業計畫ノ不確實ナルヲ示スモノニシテ其ノ影響ノ及フトコロ決シテ輕シトセ
ス自今一層注意ヲ加ヘラレスカル決算上不結果ヲ示ササル様配慮セラレムコトヲ望ム

第四 耕地整理事務進捗ニ關スル件

耕地整理事務就中工事ノ完了後ノ諸手續ヲ進捗セシムルノ件ニ關シテハ屢々注意アリタルトコ

ロニシテ事業獎勵上極メテ必要ナルコト論ヲ俟タサルモ最近統計ノ示ストコロニ依リ其ノ成績
ヲ見ルニ

年	月	施行面積	換地處分面積	施行面積ニ對スル 換地處分面積割合
大正六年五月	四五六、二七一町	一三五、一八二町	一一割九分	
大正十一年	五八一、一〇六町	二一九、八六九町	三割七分	

ニシテ其ノ成績稍見ルヘキモノアリト雖事業全體ヨリ之ヲ觀察スルトキハ決シテ満足スヘキ狀
態ニ非スト認ムルヲ以テ一層係員及整理施行者ヲ督勵シテ苟モ工事ノ完了シタルモノアレハ遲
滯ナク諸手續ヲ完了セシメ一地區ト雖換地處分未濟ナキ様注意セラレムコトヲ望ム

第五 耕地整理事業ニ關スル報告ノ件

耕地整理事業ニ關スル諸種ノ報告ニ付テハ大正元年一月農第三一二號大臣内訓ニ基キ夫々報告
ヲナスヘキノ處近來諸種ノ報告ニシテ期限經過後ニ係ルモノ又ハ報告洩ノ分多數アリ右ハ耕地
整理事業ニ關スル統計ノ正確ヲ缺キ種々ノ不都合ヲ生スルニ付爾今大臣内訓ニ基キ遲滯ナク報
告スル様一層注意セラレムコトヲ望ム

以上所思ノ要項ヲ陳述セリ思フニ開墾及耕地整理ノ事業タル食糧充實上並國家經濟上重大ナル任
務ヲ負フモノニシテ之カ爲ニハ中央地方協力一致シテ銳意其ノ事ニ當ラサルヘカラス而シテ本會

議ニ於ケル諸問題ニ付テハ相互腹藏ナキ意見ヲ開陳シ十分ナル講究ヲ遂ケ以テ事業ノ將來ニ貢獻セラレムコトヲ望ム

八

開墾助成事務取扱方ニ關シ注意ノ件

左記各項ハ從來ノ取扱上屢々遭遇セル不備事項ノ主要ナルモノニ付今後特ニ注意ヲ望ム件々ナリ

一、助成金交付願又ハ助成金請求書進達ニ當リテハ地方長官ノ實地調査ノ結果ニ付必ス相當ノ記載ヲ爲スコト

二、助成金交付願及助成金請求書ノ副申ハ一件毎ニ添附スルコト

三、事業費ニシテ助成、非助成ノ區分ヲ要スルモノハ區分率算定ノ基礎ヲ具體的ニ明記スルコト
(特ニ水量割區分ニ於テ其ノ基礎不明ナルモノアリ之ヲ明瞭ナラシムルコト)

四、事業費ノ助成、非助成區分ヲ爲スニ當リ面積割中整理後ノ耕地面積ニ非サル土地(山林、原野、宅地等)ヲ加算セルモノアリ是等ハ大正九年農第四、七〇〇號通牒ノ趣旨ニ相違セサル様取計フコト

五、工事施行前後ノ土地ノ地目別合計ハ必ス地目ヲ明記シ「其ノ他」ノ如キ標示ヲ爲ササルコト

六、工事施行前後ノ土地ノ地目別合計表ニハ各地目ヨリ開田、開畠等ハ歩合ニ依ラス面積ヲ記載スルコト尙年度割豫定ノ開田、開畠面積ハ地目別合計表ト一致セシムルコト

八、工事開始及終了ノ豫定時期ハ必ス年月日ヲ記入スルコト

九、工事開始及終了豫定年月日ト工事年度割豫定トヲ一致セシムルコト

一〇、荒地復舊箇所ニ付免租年期ノ有無並現況ヲ記載セサルモノアリ注意ノコト尙荒地復舊費ニ關シテハ其ノ工事ノ難易並所要勞費ヲ異ニスル箇所毎ニ明細書ヲ附スルコト

一一、土地買收費ニ付テハ團地外ナリヤ否ヤヲ圖示スルコト

一二、補償費ノ仕譯書ハ團地外ノ土地又ハ水面ニ關スルモノニシテ説明ノミニ依リ其ノ團地外ナルコトヲ明ニシ難キ場合ハ其ノ位置ヲ圖示セシムルコト尙團地内ノ土地ニ關スル作毛ノ類（土地ノ利用方法トシテ植栽セル竹木ヲ含ム）ノ補償費ニ對シテハ助成セラレサルヲ以テ之ニ對スル仕譯書ハ添附ノ必要ナキコト

一三、水利權ヲ買收スル場合又ハ第二號ノ事業ノミヲ行フ場合ハ其ノ相手方トノ契約證寫ヲ添附スルコト（但シ後段ノ場合ニ於テ契約書ナキトキハ其ノ關係ヲ説明スルコト）

一四、事業費ノ支出額カ總豫算額ヲ超過シタルニ拘ラス助成金請求書ヲ提出スルモノアリ是等ハ豫メ設計變更ノ手續ヲ爲サシムルコト

一五、請求書ニ於テ府縣補助金ヲ助成、非助成ニ區分スヘキ地區ニ在リテハ其ノ區分基礎ヲ詳記スルコト

一六、決算書ニ於テ支出額ト附記トヲ阻隔セサル様取計フコト

一七、耕地整理組合ノ場合ニ於テ規約ニ規定ヲ設ケスシテ役員報酬等ヲ支拂ヒ之ヲ助成所要額トシテ請求スルモノアレ共右ハ助成費ト認メ難キコト

一八、工事ヲ請負ニ附シタル場合ニ全然契約書ヲ作ラサルモノアリ尙請負ニ附シ前拂金ヲ交付セル場合ニ於テ年度内ニ該前拂金ニ相當スル工事ヲ了セサルニ拘ラス決算書ノ支出ニ其ノ前拂金ノ全額ヲ計上セルモノアリ是等ハ不當ナルコト

一九、工事開始並終了屆ハ遲滯ナク提出セシムルコト

出席者 (七十一名)

十二

地方名 官名 氏名 官名 氏名

栃木	茨城	千葉	埼玉	群馬	新潟	長野	兵庫	神奈	大分	東京	北海道
木城	葉城	馬	玉崎	鴻巣	崎	都留	川都	阪神	京都	奈良	
技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	
師	師	師	師	師	師	師	師	手師	師	師	
原恒	山中	宮崎	宮	武富	遠藤	野呂	上村	宇都	堀多	宇都宮	
田嘉	重謙	信太郎	川	富憲	藤敏	勇之助	村敏	都宮	島多賀	清綱	
種書	輔	太郎	波衛門	時重	行助	時助	田	清	助	榮	
記記	輔	太郎	衛門	重	時	吉					
小入	伊	太	伊								
山江	岩田	平	岸								
田田	恒次郎	岸卯	卯之吉								
正坦		之									

秋山	青巖	福宮	長岐	滋	山	靜	愛	三奈			
田形	森	手島	城野	阜	賀	梨岡	知	重良			
技師	師	技師	技師	技	技	技	技	技			
師	師	師	師	師	師	師	師	師			
柳村	横山	穂坂	青木	亮三郎	守能	石川	遠山	稻光			
間瀬	原利	申坂	木亮	三郎	邦人	房吉	祥吉	恃			
千代松	一		田平	五郎	吉						
屬			手	手	手	手	手	手			
佐藤	齋藤		手	手	手	手	手	手			
嘉左衛門	幸一		主事補	主事補	主事補	主事補	主事補	主事補			
			業	業	業	業	業	業			
			主	主	主	主	主	主			
			事	事	事	事	事	事			
			補	補	補	補	補	補			

十三

沖鹿宮熊
兒
繩島崎本
技技技
手師師師
三竹市
浦橋内
三末友
平五次郎
技手
岩切貞
山貞治

佐大福高愛香德和山廣岡島鳥富石福
歌
賀分岡知媛川島山口島山根取山川井
技技技技技技技技技技技技技技技
師師師師師師師師師師師師師師
田小野村紫戶高前佐木川山淺
中樋崎寬良坂原藤村真五井
清廣義五惣道主長秀
彦藏志進助稔郎一生昇作善吉
屬技手手手
山口檜野永彌五郎
静吉盛吉銀一郎

議事經過

第一日（六月二十七日）

午前十時開會（農商務省會議室）各地方ヨリ七十餘名ノ主任官出席アリ長滿食糧局長、有勵開墾課長片岡耕地整理課長以下各係官列席シ弊頭山本農商務大臣ノ訓示並長滿食糧局長開墾及耕地整理ニ關スル指示事項ニ付告辭アリ續イテ有勵開墾課長ヨリ昨年ノ會議ニ於ケル決議事項ノ處理經過ニ付報告アリ正午休憩

午後一時再會諮問事項「開墾事業ノ現況及趨勢並將來ニ對スル獎勵方法如何」ニ付左記十縣ニ答申セシム

新潟、栃木、福島、岩手、秋田、愛知、兵庫、岐阜、岡山、熊本

午後四時散會

第二日（六月二十八日）

午前十時開會長滿食糧局長議長席ニ有勵開墾課長、片岡耕地整理課長以下各係官番外席ニ著キ前日ニ引續キ開墾事業ノ現況及趨勢並將來ニ對スル獎勵方法ニ付左記二縣ニ答申セシム

茨城、山形

午前十時四十分ヨリ片岡耕地整理課長ヨリ昨年ノ會議ニ於ケル耕地整理ニ關スル決議事項處理經過ニ

付報告アリ續テ耕地整理事業ノ獎勵ニ關シ將來新ニ施設スヘキ諮問事項ニ付左記五縣ニ答申セシム岡山、神奈川、廣島、埼玉、愛媛

正午休憩

午後一時片岡耕地整理課長ノ歐米視察談アリ午後三時ヨリ本省提出協議事項ノ中開墾ニ關スル事項第一、第二ニ付夫々説明及質問應答アリ

午後四時散會

第三日（六月二十九日）

午前十時開會長滿食糧局長議長席ニ有勵開墾課長、片岡耕地整理課長以下各係官番外席ニ著キ前日ニ引續キ本省提出協議事項ノ中開墾ニ關スル事項第三ニ付説明及質問應答アリ續テ三輪勸業銀行公共貸付課長ヨリ事業資金ニ關シテ説明及質問應答アリ

正午休憩

午後一時ヨリ農學博士佐藤寛次氏ノ歐米視察談アリ尙前海軍造兵大佐高松數馬氏及日本カーリット會社野原氏ノ火薬開墾ニ關スル講演アリテ午前ニ引續キ本省提出協議事項ノ中開墾ニ關スル事項第四ニ付説明及質問應答アリ

午後四時散會

第四日（六月三十日）

午前九時半開會長滿食糧局長議長席ニ有勵開墾課長、片岡耕地整理課長以下各係官番外席ニ著キ前日ニ引續キ本省提出協議事項ノ中開墾ニ關スル事項第五、第六、第七、第八及耕地整理ニ關スル協議事項第一ニ付夫々説明及質問應答アリ

右終リ本省提出協議事項及地方提出協議事項ヲ委員ニ附託シテ審議セシムル旨ヲ述ヘ左記委員ヲ指名ス

甲　開墾ニ關スル事項

第一委員(協議事項第一)

(新潟) 宮川波衛	(栃木) 小山田正敬	(愛知) 山北濱之助
(滋賀) 石川房吉	(福島) 穂坂申彦	(山形) 斎藤幸一
(岡山) 沖彌五郎	(廣島) 福永銀一	(和歌山) 飯塚惣一
(福岡) 小樋廣志	(佐賀) 田中清彦	(鹿兒島) 竹内末五郎

第二委員(協議事項第四、第五)

(東京) 宇都宮清綱	(神奈川) 平岸卯之吉	(千葉) 山中謙輔
(愛知) 板部重遠	(長野) 山田平正郎	(青森) 柳原鹿松
(山形) 村岡岩記	(秋田) 佐藤嘉左衛門	(愛媛) 檜野盛吉
(熊本) 中山茂	(宮崎) 市橋友次郎	(北海道) 堀榮

第三委員(協議事項第二、第六、第八及地方提出協議事項

埼玉一、山形一、二、三

(神奈川) 野呂勇之助	(群馬) 宮崎信太郎	(静岡) 稲葉信宗
(山梨) 斎藤美代司	(長野) 岡本義雄	(岩手) 横田利喜一
(秋田) 世間瀬千代松	(富山) 鈴木泰次	(香川) 山田稔
(大分) 小野崎繁藏	(鹿児島) 岩切貞熊	(沖縄) 三浦三平

第四委員(協議事項第三、第七)

(京都) 樺島多賀助	(大阪) 上村敏行	(兵庫) 遠藤正重
(埼玉) 岩田恒次郎	(三重) 稲光恃	(滋賀) 小林瀧太郎
(岐阜) 得能繁雄	(石川) 山崎周善	(島根) 山元昇
(岡山) 佐藤主一	(高知) 野村寛之進	

乙　耕地整理ニ關スル事項

第五委員(諸問事項第一及地方提出協議事項新潟一)

(長崎) 武富憲時	(埼玉) 菊池重左衛門	(群馬) 入江誠一郎
(栃木) 原田嘉種	(愛知) 林公雄	(静岡) 遠山祥吉
(滋賀) 森田雄藏	(富山) 川村長作	(廣島) 高原道生
(山口) 前川純三	(愛媛) 磯義助	(熊本) 三尾純太郎

第六委員(協議事項第一及地方提出協議事項静岡一)

(兵庫) 太田徹 (新潟) 伊藤坦 (茨城) 恒田嘉文
 (奈良) 八百谷照之助 (三重) 野田操 (岐阜) 守能邦人
 (宮城) 青木亮三郎 (福島) 斎藤傳 (福井) 淺井秀吉
 (鳥取) 木村直五郎 (徳島) 紫戸良五郎 (佐賀) 山口靜治

正午休憩

午後一時再會 委員會

午後四時散會

第五日 (七月一日)

午前九時各委員會開會

正午休憩

午後一時長滿食糧局長議長席ニ著キ本會議ニ入り各委員長ヨリ委員會審議ノ結果ヲ逐次報告セシメ討

議ニ附シタリ

午後四時散會

第六日 (七月二日)

午前九時開會長滿食糧局長議長席ニ著キ前日ニ引續キ本會議ニ入り各委員長ヨリ委員會審議ノ結果ヲ

逐次報告セシメ討議ニ附シ議事全部終了ス茲ニ議長ハ諸般ノ決定事項ニ就テハ其ノ事項ニ依リ夫々本省又ハ地方ニ於テ相當處理スヘキ旨述へ閉會ノ挨拶アリ

午後川崎工場ヲ視察セリ

會議事項

甲 開墾ニ關スル事項

諮詢事項

第一 開墾事業ノ現況、趨勢並將來ニ對スル獎勵方法如何

協議事項

第一 開墾助成事務ノ取扱方ニ付各地方統一ヲ保ツラ要スル事項

第二 開墾助成ニ關スル法規手續等ニ付改正ヲ要スル事項アラハ其ノ事項

第三 土地利用計畫ヲ了シタル地區ノ事業ヲ速ニ實現セシムル爲採ルヘキ方法

第四 開墾地ニ於ケル移住者ヲシテ相當ノ土地ヲ所有セシムル爲採ルヘキ方法

第五 牽曳機、拔根機等ノ使用ヲ普及セシムル爲注意スヘキ事項

第六 耕地擴張及潰廢ニ關スル調査ヲ一層適確ナラシムル爲各地方ニ於テ採ルヘキ方法

第七 開墾事業ノ實行ヲ一層多カラシムル爲各地方ニ於テ採ルヘキ方法

第八 前各項ノ外開墾獎勵ニ關シ注意スヘキ事項

乙 耕地整理ニ關スル事項

諮詢事項

第一 耕地整理事業ノ獎勵ニ關シ將來新ニ施設スヘキ事項アリヤ若シ有リトセハ其ノ事項如何

協議事項

第一 耕地整理ニ關スル法令中改正ヲ要スル事項

甲 開墾ニ關スル事項

諮詢事項答申

第一 開墾事業ノ現況、趨勢並將來ニ對スル獎勵方法如何

(答申別冊「道府縣開墾事業ノ概況(大正十年七月)」)

協議事項決議

第一 開墾助成事務ノ取扱方ニ付各地方統一ヲ保ツヲ要スル事項

決 議

本項ハ第一委員會ニ附託シ審議セシメタル結果ヲ本會議ニ附シ可決シタルモノナリ

- 一、主任ハ助成金交付額出願地區ニ對シテハ必ス實地踏査ヲ爲スコト
- 二、設計豫算額ニ對シ著シク費用ノ増加セル項目ニ對シテハ實地検査ニ基ク意見理由ヲ副申スルコト
- 三、各年度ノ工事竣工部分ヲ明瞭ナラシムル爲工事成功部分ノ見取圖ヲ各地區ニ備へ置カシムルコト
- 四、從前ノ面積ヲ實測シタルモノハ利益計算ハ其ノ實測面積ニ依ルコト
- 五、助成、非助成ヲ算定スルニ當リ其ノ率ヲ零下三桁迄算出シ第三桁ヲ助成率ニ於テ四捨五入シ二桁ニ止ムルコト
- 但シ特別ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 六、支出額ニ助成率ヲ乘シタル場合助成所要額ハ厘位迄算出シ以下切捨ノコト
- 七、直營工事特ニ一人施行ニ於テ一々領收證ヲ徵スルノ繁雜ナル場合ハ左ノ様式ニ依リ判取帳ヲ作

(ホ) 事業成功ノ見込確實ナル旨

一六、助成金請求書進達ノ際添附スヘキ調書ニ備ヘシムヘキ事項

(イ) 實地検査ヲ爲シタル旨

(ロ) 事業ハ設計書ニ依リ施行シ居レル旨

(ハ) 費用ノ支出ハ正當ナル旨

(ニ) 事業成績書及決算書ノ記載ハ事實相違ナキ旨

(ホ) 府縣ニ於テ查定シタルトキハ其ノ事由

(ヘ) 其ノ他必要ト認ムル事項

以上ハ知事ノ副申中ニ記入スルヲ以テ足レリトス

第二 開墾助成ニ關スル法規手續等ニ付改正ヲ要スル事項アラハ其ノ事項

決議

本項ハ第三委員會ニ附託シ審議セシメタル結果ヲ本會議ニ附シ修正ノ上可決シタルモノナリ

一、開墾助成法第二條中助成金ノ年額ヲ百分ノ八以上ニ増額スルコト

二、開墾助成法施行規則第一條中五町歩以上トアルヲ一町歩以上ニ改ムルコト

三、同法施行規則第十四條ノ委任事項ヲ擴張シ面積十町歩以下ノ事業ハ地方長官ノ認可ニ改ムルコト

ト

四、同法施行規則第五條中助成金請求書ノ提出期限ハ事業年度終了後二箇月ノ猶豫ヲ與フルコトニ改ムルコト

五、同法施行規則第七條中「府縣ノ補助金ニ相當スル金額及」ノ十四字ヲ削除スルコト

六、同法取扱順序第十項中但書ヲ削除シ工事期間標準表ヲ左ノ如ク改ムルコト

工事期間標準表

反當事業費 施行面積	五十圓未滿	百圓未滿	二百圓未滿	三百圓未滿	三百圓以上
十町步未滿					
二十町步未滿					
三十町步未滿					
五十町步未滿					
百町步未滿					
二百町步未滿					
五百町步未滿					
千町步未滿					
千町步以上ハ適宜決定スルモノトス					

七、大正九年四月農第四七〇〇號通牒第七項(イ)號中土地ノ買入代金ノ下ニ(道水路、溜池、堤塘等

備考 千町步以上ハ適宜決定スルモノトス

ノ敷地ヲ除ク)ヲ插入スルコト

八、夫役現品モ事業ノ爲支出シタル金額ト同様ニ助成セラルル様法規ヲ改正スルコト
九、助成金交付ノ願書其ノ他一般ニ添附ヲ要スル圖面ハ可成簡略ニ改メラレタキコト

第三 土地利用計畫ヲ了シタル地區ノ事業ヲ速ニ實現セシムル爲採ルヘキ方法

決議

本項ハ第四委員會ニ附託シ審議セシメタル結果ヲ本會議ニ附シ可決シタルモノナリ

- 一、現在ノ土地利用計畫ハ往々實施獎勵資料トシテ不便ヲ感ルコトナキニアラサルカ故ニ必要ナル
地區ニ於テハ今一層周密ナル調査設計ヲナスコト
- 二、土地利用調査設計ハ府縣當局ト熟議ノ上作製スルコト
- 三、計畫實施獎勵ノ爲本省ハ必要ニ應シ設計主任者ヲ實地ニ派遣シ之カ說明ニ努メシムルコト
- 四、農業水利法ヲ速ニ制定スルコト
- 五、地區ニ於ケル主要工事ニシテ地方ノ事業トシテ其ノ施行困難ナルモノハ之ヲ國ニ於テ行フコト
- 六、適當ナル移住者ヲ斡旋スルコト
- 七、助成金及工事費補助額ヲ増加スルコト
- 八、低利資金ノ融通ヲ充分ニナラシムルコト

第四 開墾地ニ於ケル移住者ヲシテ相當ノ土地ヲ所有セシムル爲採ルヘキ方法

決議

本項ハ第二委員會ニ託シ審議セシメタル結果ヲ本會議ニ附シ可決シタルモノナリ

- 一、國有地又ハ公有地ノ處分ニ際シテハ移住者ニ相當ノ土地ヲ所有セシムル條件ヲ附スルコト
- 二、開墾地ハ移住者ニ相當面積ノ土地ヲ讓渡スル様勸誘スルコト
- 三、土地購入費ニ對シ相當ノ補助ヲ爲スコト
- 四、產業組合ヲ設置シ低利資金ノ融通ヲ計ルコト
- 五、移住者ニ土地ヲ分譲スル目的ヲ有スル者ニ對シテハ助成金ノ率ヲ高ムルコト
- 六、自作農保護創定ノ爲ニ相當ノ制度ヲ立ツルコト

第五 牽引機、拔根機等ノ使用ヲ普及セシムル爲注意スヘキ事項

決議

本項ハ第二委員會ニ附託シ審議セシメタル結果ヲ本會議ニ附シ可決シタルモノナリ

- 一、本省ニ於テ試驗地ヲ設ケテ之等諸器械ノ研究ヲ爲スコト
- 二、經濟的價值ヲ認メ又其ノ使用法ヲ會得シタル府縣ニ對シテハ可成其ノ購入方ヲ獎勵シ其ノ購入

ニ際シテハ多額ノ補助ヲ爲スコト

三、前項ノ域ニ達セサル府縣ニ對シテハ實地ニ就テ其ノ使用法ヲ會得セシメ又ハ經濟的價値ヲ認メシムル様爲スコト

四、熟練セル操縱者ハ勿論製造修繕ノ技術者ヲ養成シ破損又ハ故障ニ際シ速ニ之ヲ派遣シ普ク之カ修繕ノ指導ヲ爲スコト

五、經濟的又ハ使用上確實ニ有利ト認ムル機械ハ本省ニ於テ多數購入セラレ各府縣ニ貸與セラルルコト

第六 耕地擴張及潰廢ニ關スル調査ヲ一層適確ナラシムル爲各地方ニ於テ採ルヘキ方法

決議

本項ハ第二委員會ニ附託シ審議セシメタル結果ヲ本會議ニ附シ可決シタルモノナリ

- 一、調査ノ部屬ハ耕地整理課又ハ係ニ於テ爲スコト
- 二、調査ノ方針ヲ一定シ其ノ趣旨ヲ了解セシムル爲適當ナル方法ヲ講スルコト
- 三、調査上左記事項ニ注意スルコト

(イ) 第一表ト第二表ノ差引増減ノ計ヲ一致セシムルコト

(ロ) 第二表ノ前年一月一日現在ヲ前年報告ニ一致セシムルコト

(ハ) 面積ハ反位ニ止メ畝ヲ四捨五入スルコト

(ニ) 實測シタル場合ニ常ニ丈量増減面積ヲ第一表相當欄ニ計上スルコト

(ホ) 官有地ニ就テモ注意ヲ怠ラサルコト

(ヘ) 第一表中ノ其ノ他ノ内容ヲ備考欄ニ附記スルコト

附帶決議

一、各府縣ニ新ニ調査主任、各町村ニ調査員ヲ置キ調査ニ從事セシムルコト

二、前項ニ對スル費用ハ可成其ノ金額ヲ國庫ヨリ補助セラレタキコト

第七 開墾事業實行ヲ一層多カラシムル爲各地方ニ於テ採ルヘキ方法

決議

本項ハ第四委員會ニ附託シ審議セシメタル結果ヲ本會議ニ附シ可決シタルモノナリ

- 一、開墾事業ノ獎勵指導ニ從事スル職員ヲ増員シ郡市ニモ配置スルコト
- 二、開墾事業ニ關スル法令ヲ一層周知セシムルノ方法ヲ講スルコト
- 三、開墾助成法ノ適用ヲ受ケサル小面積ノ開墾事業ヲ獎勵スル爲適當ナル施設ヲナスコト
- 四、農業水利ノ改善ヲ行ヒ耕地擴張ノ餘地ヲ多カラシムルコト

- 五、有利ナル耕地擴張見込地ハ之カ利用計畫ヲ樹ツルコト
 六、開墾用器具機械ヲ購入貸與スルコト
 七、開墾事業ヲ促進スル手段方法ヲ考究スル機關トシテ官民聯合協會ヲ設クルコト
 希望
- 本答申中第三、四及六ノ地方施設ニ對シテハ相當國庫補助ヲナスコト

第八 前各項ノ外開墾獎勵ニ關シ注意スヘキ事項

決議

本會ハ第三委員會ニ附託シ審議セシメタル結果ヲ本會議ニ附シ可決シタルモノナリ。

- 一、開墾事業促進ノ爲重要ナル工事ハ國縣費ヲ以テ施行スルコト
- 二、二府縣以上ニ跨ル地區及獎勵困難ナル地區ハ本省ニ於テモ積極的ニ施行ヲ獎勵スルコト
- 三、監督技術官ノ配置ハ可成急速ニ全國各府縣ニ及ホサレタキコト
- 四、監督旅費配當額少ナキニ失ス相當增加セラレタキコト
- 五、開墾獎勵ヲ徹底セシムル爲農用機械ノ外農牛馬及附帶農具ヲ貸與シ肥料並勞力ノ利用節減ニ力ムルコト
- 六、國有林野ノ開墾ニ關スル法規手續ヲ改正シ貸付地ノ決定ヲ迅速ニシ竝貸付區域ノ擴張、料金ノ低減等十分ノ便宜保護ヲ與フルコト
- 七、開墾適地ノ國有要存置林ハ可成速ニ不要存置林ニ組替ヘ豫約開墾又ハ拂下ノ手續ニ依リ便宜ニ起業シ得ル様取計ハレタキコト
- 八、官有水面埋立干拓ニ關スル許可ヲ迅速ニシ充分ノ便宜ヲ與ヘ且國有土地水面ニ關スル委任事項第一條第六項第三號ノ五町歩ヲ五十町歩ニ擴張方ヲ内務省へ交渉セラレタキコト
- 九、資金ノ供給ハ開墾事業ノ生命ナルヲ以テ政府ハ開墾基金ヲ準備シ金融ニ支障ナカラシムルコト
- 一〇、開墾地ノ經營小作獎勵維持管理並利用設備ニ關スル專務技術官ヲ置キ經營指導ニ力ムルコト
- 一一、開墾及移住ニ關スル既往ノ成績ヲ詳査シ之ヲ配布シテ指導獎勵ノ資ニ供スルコト
- 一二、水源ノ設備ニ對シテハ農業水利法ノ制定ト相俟テ開墾事業ニ對シテハ優先權ヲ與フルコト
- 一三、開墾設計ニ關スル必要ナル資料ハ政府ニ於テ充分ノ調査及試驗ヲ實施スルコト
- 一四、耕地整理及土地改良獎勵費規則ニ依ル國庫補助ハ年々增加配當ノ決議アルモ益低減スルハ府縣豫算ノ運用並開墾事業ノ獎勵上甚シキ支障アルヲ以テ政府ハ速ニ增加配當ヲナスコト

乙、耕地整理ニ關スル事項

諮詢事項答申及決議

第一 耕地整理事業ノ獎勵ニ關シ將來新ニ施設スヘキ事項アリヤ若シ有リトセハ其ノ事項如何

答申

京都府

一、速ニ農業水利法ヲ制定セラレタシ

本件ニ關シテハ從來屢主任官會議ニ於テ論議セラル所ナルモ未タ之カ公布ヲ看サルハ遺憾ニ堪ヘス耕地整理ノ計畫ニ當リ恒ニ支障ヲ感スルハ水利權ノ問題ナリトス殊ニ耕地ノ擴張ヲ獎勵スルニハ農業水利法ヲ制定サレ從前ノ惡習ヲ打破シ水ノ適當ナル分配ヲ計ルハ最必要ノ事項ナリトス

二、設計上必要ナル各種ノ基礎的研究ヲ爲シ之ヲ公表セラレタシ

數年前農商務省ハ數縣ニ命シ貯水池ニ付テ雨量流出率ヲ調査セシメラレタリ之カ成績ハ未タ發表セ

ラルルニ至ラサルモ斯ノ如キ研究ハ地方ニ於テハ甚困難ナル事情アルカ故ニ政府ニ於テ設計上必要ナル之等種々ノ基礎的研究ヲ爲シ之ヲ發表シテ設計資料タラシムコトヲ望ム

三、地方農事試驗場ニ補助金ヲ交付シテ各種ノ研究、指導ヲ爲サシメラレタシ
整理施行後ノ土地利用ニ關シテハ最注意スヘキ事項ナル故ニ地方農事試驗場ニ補助金ヲ與ヘテ耕作法ヲ指導セシメ殊ニ開墾干拓等ノ場合ニ於テハ作物ノ品種及施肥法ニ關シテ研究セシメラレムコトヲ望ム

大阪府

一、耕地整理及土地改良獎勵費規則第二條第二號ニ依ル國庫補助金ハ同第一號ト同ク土地改良事業ニ對シテモ補助セラレンコトヲ望ム

二、同規則第二條第一號ニ依ル國庫補助金ハ該規則制定ノ當初ハ五割ノ率ヲ以テ交付セラレタリシニ拘ラス大正九年度ニ於テハ一割七分四厘弱ト爲レリ右ハ府縣ノ設備ヲ完全ニスル上ニ於テ支障ヲ來スモノナルヲ以テ相當増率ヲ望ム

三、全國ニ涉ル水利調查ヲ爲シ農業上利用程度及其ノ缺陷ヲ補填改良スヘキ根本的計畫ヲ策立スルコト

神奈川縣

一、耕地整理事業施行ニ當リ從來當業者ノ不利困難ヲ感スルハ（一）適當ナル事務員ヲ得ルコトノ困難（二）事務手續ノ繁雜ナルコト（三）隨テ時日ノ遷延竝冗費多キコト（四）耕地整理ヲ利用シ私利ヲ圖ルモノナキヲ保シ難キコト（五）工事ニ際シ往々不正行爲アルコト等ニシテ如斯ハ即チ整理事業獎勵上大ナル障害ナルヲ以テ是等ノ弊害ヲ一掃シ事業ヲ有利ニ且公平ニ遂行セシメムニハ府縣力組合ニ代リテ工事ハ固ヨリ事業完了ニ至ルマテノ事務一切ヲ施行スルニ如クハナシ此ノ目的ヲ達セムニハ勢ヒ府縣ニ相當ノ施設ヲ要スルハ勿論ナルモ其ノ結果ハ整理費用ノ節約事務ノ進捗ヲ來シ事業獎勵上最有效ナルヲ信ス

二、從來本省ニ於ケル事務員ノ講習ハ短期ノミナリシヲ技術員ト同様長期講習ヲモ開催シ適當ナル事務員ヲ養成スルコト

三、府縣内各稅務署ニ耕地整理ニ關スル專務ノ吏員ヲ設置スルコト

兵 庫 縣

一、耕地整理事業中大規模ノ灌漑排水工事ハ國營事業トシテ實施セラルコト

耕地整理事業中最主要ニシテ且困難トスルトコロノモノハ主要工事ノ實施ナリ之カ施行ヲ國ニ於テ經營シ其ノ經費中一部ハ關係者ニ於テ負擔スルモ大部分ヲ國庫ヨリ支出スルニ於テハ最有力ナル獎勵事項ナリト信ス

二、速ニ農業水利法ヲ制定スルコト

耕地ノ改善又ハ擴張ニ當リ灌漑水ノ供給、惡水排除ノ途アルニモ拘ラス徒ラニ隣地ノ拒絶スルアリテ事業ヲ計畫スル能ハサルモノ決シテ少カラス此ノ際速ニ農業水利法ノ制定ヲ望ムモノナリ

三、耕地改善並擴張基金ノ準備及貸付ヲ爲スコト

耕地整理事業施行ニ當リ困難ヲ感スルハ資金ナリ殊ニ近來漸ク開墾開拓ノ隆盛ナルニ伴ヒ愈々多額ノ資本ヲ要スルヲ以テ此ノ際政府ハ低利資金ノ要求ヲ潤澤ナラシムル爲此ノ種事業ニ對スル基金ヲ準備セラレ度キコト

長 崎 縣

一、國營事業ヲ設クルコト

土地利用計畫又ハ農業水利調查計畫中規模大ナル用水源ノ設備又ハ幹線導水路等ノ如キ工事ニシテ當業者ニ於テ施行シ難キモノハ國家ノ事業トシテ之ヲ行ヒ當業者ヨリ其ノ費用ヲ年賦ニ依リ償還セシムルカ又ハ用水使用料ヲ徵收スルコト

二、各地ニ水利觀測及試驗場ヲ設クルコト

雨量及周圍ノ事情ト集水狀況トノ關係ヲ觀測シ田地ノ用水量、農作物ノ品種ト用水量トノ關係ヲ調査シ以テ設計上ノ参考ニ資スルト共ニ事業ノ獎勵ニ供スルコト

三、耕地整理組合聯合會ノ設立ヲ促シ之ニ對シ國庫ヨリ相當ノ補助金ヲ交付スルコト

各組合ノ聯合會ヲ設立シ手續事務等ヲ處理セシムルハ事務ノ進捗ヲ促スヲ以テ聯合會ヲ設立セシメ其ノ費用ニ對シ相當國庫ヨリ補助スルコト

四、事業ノ成績良好ニシテ且事務ノ整理完備セル耕地整理組合又ハ地區若ハ耕地整理事業ニ付特ニ功劳アル者ヲ表彰スルコト

新潟縣

一、耕地整理ノ效果ヲ顯著ナラシムル爲整理施行地ニ適スル機械器具ヲ選定シ共同耕作ノ方法ヲ講セシムルコト

二、耕地整理工事及整理施行地ニ使用スヘキ機械器具ヲ購入スル者ニ對シテハ相當補助金ヲ交付スルコト

說明

近時諸物價特ニ米價暴落セルニ不拘勞働賃金之ニ伴フテ低下セサル爲一般農家ノ收益著シク減少シ小作農及自作農ノ如キ生産費ヲ節約スルニアラサレハ收支相償ハサルノ状況ナリ而シテ生産費ノ重ナルモノハ労力ニシテ之カ節減ハ一戸當耕作面積ヲ増加シテ畜力又ハ機械力ヲ利用シ改良農具ヲ使用スルニ在リト雖此等機械器具ノ選定ト購入ハ薄資ナル農業者ニハ容易ナラサルヲ以テナリ

埼玉縣

一、府縣市町村又ハ水利組合ニ於テ耕地整理事業ヲ爲シ得ルコトニ改メ斯業及土地改良トシテ行フ河流ノ改良費ニ對シテ地方公共團體ニ於ケル河川改修工事ノ例ニ依リ國庫ヨリ補助ヲ爲スコト

理由 耕地整理事業ノ獎勵ニ關シテハ府縣ニ於ケル斯業ノ獎勵費ニ對シ國庫補助ヲ交付セラルルノ制度アルモ今ヤ内務省直轄施行河川ノ第一期改修工事ハ完成ニ近カラントシ第二期工事ノ治水策亦確立セントス此ノ時ニ當リ是等河川改修ニ伴ヒ農業水利ノ改善ヲ圖リ河川改修ノ效果ヲ永遠ニ完カラシメ以テ食糧問題ノ解決ヲ期スルハ國家經濟上急務ナルカ故ニ國庫ヨリ相當ノ補助ヲナシ斯業ノ速成ヲ期スル要アルニ由ル

千葉縣

一、一町村以上ニシテ必要ト認メ又ハ調査設計ノ申請アル場合ハ縣ニ於テ基本調査ヲ行フコト

理由 土地ノ利用増進ヲ圖リ得ヘキ適地尠カラサルモ之カ改良ヲ等閑ニ附シ何等計畫ナキモノニ對シテハ縣ニ於テ調査設計シ其ノ利害得失ノ關係ヲ明示シ以テ事業ヲ誘起セシメントス

二、低利資金ノ供給ヲ潤澤ナラシムルコト

理由 近年資金ノ配當額減少シ爲ニ耕地整理事業上ノ速進ヲ期シ難キヲ以テ低利資金ノ增加配當ヲ

講セラレタキコト

三、郡役所ニ開墾及耕地整理ニ關スル主任書記ヲ設置スルコト

理由 従來郡役所ニ於ケル司掌ハ兼務ノ者多ク本事業監督指導上徹底ヲ缺ク嫌ナキニアラス是レ事務繁多ヲ基クモノナルヘシ故ニ専務吏員ヲ配置スルノ必要アリト認ム

四、農業水利調査ノ結果數箇町村ニ跨ル河川ニシテ農業水利ノ改善ヲ必要ト認ムル事業ニ付テハ政府ヨリ事業費ノ二分ノ一以上ノ補助ヲナスコト
理由 小河川ニシテ農業生産ノ被害ヲ蒙ルモノ不尠之カ改良ヲ圖ルハ其ノ負擔容易ナラス故ニ國庫補助ノ道ヲ開カレ一面縣ヨリモ適當ノ補助ヲ爲シ負擔ノ輕減ヲ盡リ以テ生産上ノ利益ヲ増進セシメムトス

群馬縣

耕地整理事業ニシテ今後施行スヘキモノハ比較的難事業ノモノ又ハ大地區ニ涉ルモノナルカ故ニ之カ指導獎勵ハ一層緊要ニシテ且助成スルニアラサレハ之カ起業ハ困難ナルニ依リ左ノ施設ヲ要スルモノト愚考ス

一、大地區ニ涉ル耕地整理施行豫定地ノ幹線水路ノ工事ハ地方費ニテ施設スルヲ最緊要ノコトト思考ス依テ之カ工事ノ爲要スル地方費支出額ニ對シテハ國庫ハ其ノ半額補助アリタキコト

茨城縣

二、耕地整理工事ノ指導監督及事務ノ指導ニ關スル設備ヲ一層増加スルノ必要アルヲ以テ耕地整理設備地方費ニ對スル國庫ノ補助率ヲ高メ地方費支出額ノ百分ノ四十以上ノ補助アリタキコト

三、耕地整理費補助ニ在リテハ一層增加交付ノ要アルニ依リ之ニ對スル國庫補助率ヲ高メ地方費支出額ノ百分ノ三十以上補助アリタキコト

栃木縣

一、現在政府ニ於テ施行中ナル水利調査ノ組織ヲ擴張シ必要ナル區域ノ水利ノ改良調査ヲ急施完結スルコト

二、政府ハ農業水利改良ノ大計畫ヲ企畫シ十箇年以上ノ繼續事業トシテ必要ナル水利ノ改善工事ヲ實施スルコト

三、政府ハ速ニ農業水利法ヲ制定シ農業水利ノ統一ヲ期スルコト

四、低利資金ノ供給ヲ充分ナラシムル爲之ニ對スル基金ノ造成ヲ圖ルコト

五、事務及技術員養成ニ關スル講習ヲ各府縣ニ普及セシメ事業ノ速進ヲ期スルコト

一、用水源及幹線工事ハ國家直營トスルコト

大規模ノ地目變換又ハ開墾ヲ爲サムトスルニハ先ツ其ノ水源及幹線工事ヲ施行スルニ勢ヒ多額ノ經費ト多數ノ日子ヲ要スルハ言ヲ俟タス而シテ斯ノ如キ事業ヲ企畫スルニ方リ一ハ中心人物ノ缺乏スルハ事業ニ對スル危慮心ト相俟テ躊躇スルノ傾向ヲ有スルノ現況ニ在リ故ニ國家ハ直接該工事ヲ施行シ耕地擴張督勵上最有效ナルモノト信ス

二、農業水利法ノ制定セラレムコトヲ望ム

近時權利思想觀念ノ發達ト耕地整理事業ニ伴フ水利ニ關スル紛爭甚多ク然モ慣行其ノ他ニ依リ新ニ用水源ヲ求ムルコトハ甚困難ナル事情アリ爲ニ事業ノ進捗ヲ大ニ阻害セラルコト稀ナリトセス故ニ水利法ヲ使用制定シ以テ容易ニ水源ヲ得ルノ途ヲ講スルト共ニ一ハ將來ニ於ケル紛争ヲ避タルノ資ニ供セムトス

三、用水量ニ關スル調査機關ノ設置ヲ望ム

農業用水量ハ土質氣象等ノ關係ノ支配ニ依リ一定セサルハ勿論ナルモ右ニ關シ一層學術的ノ研究ヲ行ヒ以テ各土質ニ付用水量ヲ闡明シテ將來ニ於ケル利用上ノ資料ニ供セムトス

奈良縣

一、農業水利法ヲ制定スルコト

理由 河川ニ關スル取締其ノ他水ノ引用、使用及利用等ニ付テハ地方廳ニ依リ其ノ取締區々ナルノ

ミナラス地方ニ依リ種々ノ慣習アリ且新規事業ニ於テハ工事上ノ水利ト利害相一致セサルモノ往々ニシテ其ノ結果農業水利ノ發達ヲ阻害スルコト妙カラス故ニ農業水利法ヲ制定シテ其ノ行政ヲ農商務省主管トシ農業用水ノ使用及利用等ニ關シ優先權ヲ附與スルト共ニ水利調査機關ヲ設ケ以テ水利ニ關スル交渉、分配、權利ノ設定ヲ決定セシメ農業水利ノ改善ヲ計ラレタシ

二、耕地整理及土地改良獎勵費ニ對スル國庫補助ヲ増額スルコト

理由 耕地整理及土地改良獎勵費ニ對スル國庫補助額ハ逐年減少セラレ昨年度ノ如キハ同規則第一號施設經費ニ對スル補助額一割七分餘同上第二號(工事費)補助額七分餘ニ過キス近時財政ノ不況ニ伴ヒ農村ニ於ケル各種負擔額增加シ農業改良事業ニ投スル費用ヲ吝ムモノ多キヲ見ル實況ナルヲ以テ國庫補助ヲ増額セラレタシ

三、重縣

一、政府ノ補助金ハ十數年以前ヨリ一定不變ナルカ如クスシテ各府縣ノ經費ハ逐年增加ノ勢ナルカ故ニ其ノ負擔力益多キヲ加フル爲ニ必要缺クヘカラサル吏員ノ増置其ノ他ニ關シ之カ增額ヲ求ムルコト益困難ナルヲ以テ之ヲ容易ナラシムル様補助金ヲ増額セラレムコト

二、低利資金ノ配付ヲ一層豊富ナラシムルコト

三、事務及技術ヲ全國統一ナラシムル爲常ニ本省ヨリ官吏ヲ派遣シ長ヲ採リ短ヲ補ハシムルコト

四、各府縣ニ屬ノ給料ヲ配付セラルコト

一、農商務省ニ耕地整理獎勵係員ヲ設置シ土地利用調査終了地區ニ對シ各府縣ニ手分シテ計畫ノ實現ヲ促進セシムル様獎勵セラレ度キコト

二、新ニ大面積ノ開發ヲ目的トスル耕地整理施行地區ニ對シテハ農商務省ニ於テ大規模ノ移民斡旋ヲ計ラレ度キコト

三、一時モ早ク農業水利法ヲ制定シ農業水利ニ關シテハ電力水利出願者ニ對シ優先權ヲ附與セシメラレ度キコト

四、特別縣及特殊工事ヲ指定シ耕地整理及開墾助成補助率ヲ増額セシメラレ度コト

岐阜縣

一、農業政策上農業土木事業ノ所管ヲ統一セラレタキコト

二、農業用水ノ合理的ニ使用シ得ル様強制スルノ途ヲ講セラレタキコト

三、國ノ河川改修ニ伴ヒ農業水利ノ改良計畫ヲ政府ニ於テ施行セラレタキコト

四、耕地整理事業ニ關シ其ノ成績又ハ功績顯著ナルモノニ對シテハ之ヲ表彰セラレタキコト

五、大面積ニ亘ル農業水利ノ基本計畫ヲ樹立シタルモノハ其ノ主要工事ヲ國ニ於テ施行セラレタキコト若シ之ヲ府縣ニ於テ行フ場合ハ其ノ費用ニ對シ三分ノ二ヲ國府補助セラレタキコト

六、府縣ニ於テ耕地整理施行者ニ貸與スル爲工事用器具機械ヲ購入スル時ハ之ニ對シ多額ノ國庫補助ヲ交付セラレタキコト

靜岡縣

本問ハ分テニトスヘク即チ一ハ國自ラ施設スヘク一ハ府縣之ヲ施設スヘシ左ノ如シ

國ノ施設

一、主要ナル耕地整理必要地ニ對シ國自ラ事業ヲ遂行スルコト

各地方主要ナル耕地整理必要地ニ付政府ニ於テ調查會ヲ設ケ其ノ決議ニ依リ第一次、第二次、第三次等事業順位ヲ定メ全部國費ヲ以テ費用ヲ支辨ス而シテ之ニ要シタル資金ノ回収ハ二十年乃至五十年ノ長期ニ亘リ地租、附加稅トシテ徵收償却ノ方法ニ依ルヘシ

理由 方今農業經營ノ利益ハ實ニ微々タルモノニシテ他ノ職業ニ從事スル者ニ比シ財政益困窮ニ陥リ其ノ大部分ハ收支相償ハサル狀態ニ在リ其ノ原因幾多アルヘキモ主要ナルモノハ耕地面積ノ過少(反當勞力過大ナル結果)ナルト生産費大ナルノ結果ニシテ其ノ救濟ハ實ニ耕地整理ノ外ナシト雖農家ノ現狀ニ鑑ミルトキハ自動的急速ニ之カ遂行ヲ爲シ難ク寧ロ主要ナル耕地整理必要地ノ事業ハ國營トシテ實施シ器械力畜力ノ應用ヲ爲シ得ルニ至ラサレハ農業ノ進歩發達ヲ期スルヲ得サルヘシト認ム

ルニ依ル

二、御料地及國有林野ノ處分拂下ヲ多カラシムルコト

御料地及國有林野中耕地ト爲シ得ヘキ土地稀ナラス既ニ農業者ニ貸付開墾セシメツツアルモノアリ是等ノ土地ニ付適當ナル方法ニ依リ處分シ拂下ヲ受クルコトヲ得ハ耕地整理事業ノ發達顯著ナルモノアルヘシ而シテ之等ハ地方人民ノ請願等ニ任セス主務省ニ於テ拂下ノ適否ヲ調査シ夫々方案ヲ定メテ其ノ實現ヲ講セラレタシ

三、農業水利法ノ制定

農業水利ノ改善ヲ行フハ耕地整理事業ニ缺クヘカラサル事項ニシテ本會議ニ於テモ屢論セラレタリ其ノ事業奮勵上有効ナルハ論ヲ待ダサル處ナレハ急速ニ制定發布アリタシ

四、國庫補助ノ增加交付ヲ爲スコト

府縣ノ財政ハ今ヤ益窮迫ヲ告ケツツアリ今後耕地整理事業ノ爲施設スヘキ事項愈々多カラムトスルニ當リ財政上充分ノ施設ヲ爲シ能ハサル状態ニアリ元來本事業ノ如キ國家ノ食糧增殖上絶大ノ關係アル事業ニ對シテハ當然國費ヲ以テ施設スヘキ性質ナルニ拘ラス現在國庫補助ノ歩合ハ百分ノ二十内外ニアリ依テ將來百分ノ五十内外ヲ補助交付セラルルトキハ充分府縣ノ施設ヲ充實シ得ヘシ

縣ノ施設

一、設計調査ヲ積極的ナラシムルコト

從來本縣ニ於ケル調査設計ハ企業者ノ出願ヲ待テ測量調査スニ止リタルモ將來ニ於テハ縣經濟ノ許ス限リ漸次吏員ヲ增加シ出願ノ有無ニ拘ラス適切ト認メタル土地ハ豫備的調査ヲ行ヒ事業施行ノ機運ヲ促進シ協議成立シタルトキハ容易ニ設計ヲ樹テ得ヘキ程度ニ施行セムトス

二、既整理地ノ維持管理及土地利用ニ對スル指導獎勵ニ任スヘキ專任吏員ヲ増置セムトス

現在ニ於テハ農會又ハ農事試驗場吏員ニ於テ既整理地ノ土地利用方法ヲ指導シツツアルモ未タ充分ノ效果ヲ舉ルニ至ラス一面施行地ハ益增加シ維持管理方法全タカラサルモノヲ見ル等遺憾ノ點少カラサリシハ將來ニ於テハ縣費ノ許ス限度ニ於テ特ニ專任吏員ヲ置キ之カ指導獎勵ニ當ラシムトス

ス

三、完了後ノ事務ハ縣ノ職員ニ依リ定結セシムトス

大正七年以降耕地整理土地改良及開墾事務手數料規程ヲ發布シ相當ノ料金ヲ徵シ本縣吏員ヲシテ完了了事務ヲ處理セシメタル結果優良ノ成績ヲ示セリ然レトモ將來ニ於テハ手數料ヲ出セス積極的ニ本縣吏員ヲシテ之カ處理ニ當ラシムトス

滋賀縣

一、農業水利ニ關スル法令ヲ制定スルコト

耕地整理ノ事業タルヤ年ト共ニ隆盛トナリ我國食糧政策ノ解決上誠ニ喜ハシキコトナルモ尙整理ノ

餘地僅少ナラス之カ實行ノ體現セサルハ蓋シ水利ニ關スル難問題ノ存スルニ依ルモノ多シ故ニ之カ實行ヲ促進スルニハ農業水利ニ關スル法令ノ制定ヲ望ム

二、耕地整理及開墾事業ニ對スル低利資金ヲ潤澤ニシ尙利子ノ低下ヲ望ム

昨年來ノ米價暴落ハ經濟上農家ニ打撃甚大ナリ之カ爲起ルヘキ事業モ頓挫ノ狀態ニアリ故ニ此等ノ事業ノ促進ヲ計ルニハ宜シク低利資金ノ融通ヲ潤澤ニシ尙且耕地整理事業ハ一面社會政策ヲ意味スルモノナレハ他ノ公共團體若ハ社會事業ニ對スル資金ト同様ニ利子ヲ低下セラレンコトヲ望ム

三、農具ノ改良發達ヲ圖ル爲之カ研究的施設ヲ望ム

戰後各種工業ノ發達ト共ニ農村ニ於ケル子弟ハ益都會ニ集中シ農業勞力ノ不足愈大トナリ之カ對策トシテ耕地整理事業ノ振興ハ實ニ慶シキ現象ナルモノ尙一層整理地ノ勞力節約ヲ圖ル爲農具ノ改良發達ヲ企圖シ其ノ實績ヲ舉クル爲相當ノ施設ヲ爲シ充分ノ研究ヲ遂ケラレムコトヲ望ム

長野縣

一、耕地整理事業ノ根本義ハ水利ニアルヲ以テ農業水利法制定ノコト

二、農業水利改良事業中規模大ナル主要工事ハ國營トスルコト又府縣ニ於テ施行スルトキハ國ハ其ノ半額以上ヲ補助スルコト

三、既耕地ノ改良事業ニシテ將來施行セムトスル箇所ノ多クハ水利關係區域廣汎複雜且多額ノ經費ヲ要スルヲ以テ之カ事業ヲ助成スル爲土地改良助成法ヲ發布スルコト

四、耕地整理事業資金ノ欠乏ヲ補フコト

五、開墾適地又ハ既耕地改良適地ト認メタル箇所ニシテ民間ニ於テ其ノ實行困難トスルモノハ政府又ハ府縣ニ於テ實行スルコトヲ得ル土地利用法ヲ制定スルコト

宮城縣

一、國庫補助金増額相成度件

理由 耕地整理及土地改良獎勵規則ニ依ル補助金ハ少額ニ失スルヲ以テ來年度ヨリ補助豫算ヲ増額シ補助金ノ率ヲ高メラレンコトヲ望ム

(參照)

大正九年度ノ補助率ハ左ノ如シ

規則第二條第一號ニ依ル補助百分ノ一七・四六六

同 第二條第二號ニ依ル補助率

(一) 普通 百分ノ六

(二) 特別 百分ノ九

二、屬官ノ經費ヲ各府縣ニ國庫ヨリ配當相成度件

理由 従來國庫ヨリ技術官ノ經費ノミヲ配當セラレ居ルモ屬官ノ經費配當ナキヲ以テ吏員待遇上遺憾ナキ能ハス故ニ將來各府縣ニ一名以上ノ屬官ニ要スル經費ヲ配當セラレムコトヲ望ム

福島縣

近時農村ノ疲弊年ト共ニ加ハルニ從ヒ耕地整理(開墾ヲ除ク)事業ノ企畫ハ漸時緊縮ノ現象ヲ示シ來リ然リト雖耕地ノ改良及擴張ハ食糧增殖普及上緊要事項ナルヲ以テ本縣ハ先づ濕田改良及灌溉排水ノ設備改善等土地改良事業ヲ行ハシメ漸時耕地整理ニ及ハシメント勸奨ニ昂メツツアリト雖將來ニ效績ヲ擧ケント欲セハ左ノ方法ヲ施設セルヲ最適切ナリト信ス

一、灌溉排水ニ關スル重要ナル工事ニ對シテハ國ニ於テ調査計畫ヲ樹ツルコト
二、前項計畫ニ基キ國ハ國費ヲ以テ工事ヲ施行スルコト

三、前二項ニ依リ難キ場合ハ府縣ニ於テ之ヲ行フコト但シ此ノ場合ハ國庫ヨリ五割以上ノ補助金ヲ交付スルコト

四、農業水利ニ關スル取締法ヲ制定スルコト

五、農業水利ニ關スル行政ノ統一ヲ圖ルコト

青森縣

一、開墾助成ヲ受ケサル耕地整理事業費ニ對シ開墾助成ト等シク國庫ヨリ補助セラルヘキ規定ヲ設クルコト

山形縣

一、主トシテ機械力ニ依ル新農具ノ使用ニ適當ナル耕地施設ノ研究調査機關ヲ設ケラレムコトヲ望ム理由 トヲクトル其ノ他ノ農用機械ヲ耕作用ニ使用スルニ至ルモ近キニアリト信ス其ノ場合ニ於テ

現在ノ耕地區劃施設ニ變更ヲ要スルヤ否ヤ若シ變更ヲ必要トセハ其ノ適當ナル施設如何ニツキ豫メ調査ノ必要アリト認メラルルニ由ル

秋田縣

耕地整理事業ノ獎勵ニ關シ從來各種ノ施設遂行セラレ遺憾ノ點渺キカ如シト雖斯業ハ農業ノ經營上重大ナル關係アルヲ以テ將來一層ノ獎勵ヲ加フルノ緊要ナルヲ認ム而シテ將來新ニ施設ヲ要スト認ムル事項ヲ擧クレハ左ノ如シ

一、主要ナル農業水利ノ改良事業ハ國營トセラレタキコト

農業水利ノ改善ハ複雜ナル關係ヲ有シ其ノ遂行容易ナラズ從テ耕地整理事業ノ獎勵上最障礙ヲ感スルハ明瞭ナル事實ナリ故ニ主要ナル農業水利ノ改良ニ關スル事業ハ國ニ於テ相當施設ヲ爲シ計畫實

施セラルニ於テハ耕地整理事業ノ進歩著シキモノアルヲ認ムルニ依ル

二、事務職員ヲ養成セラレタキコト

耕地整理ニ關スル事務ハ頗ル複雜ニシテ其ノ處理困難ナルコト敢テ贅言ヲ要セス從テ事務處理ノ敏活ト圓滑ヲ缺キ事業獎勵上ノ支障ヲ來スコト鮮少ナラス故ニ技術員養成ノ例ニ準シ事務職員ヲ養成セラレムコトヲ望ム

三、國庫補助率ノ増加並低利資金ヲ増額融通セラレタキコト

耕地整理及土地改良費ノ國庫補加率ハ現今ニ至リ著シク減額シ約一割八分以内ニ相當スルニ過キス從テ府縣ノ獎勵上遺憾尠カラサルモノアリ又低利資金ハ其ノ供給額尠ク爲ニ充分事業ヲ獎勵スルコト不能ナルノ事情アリ故ニ可成國庫補助率ノ増加交付並低利資金ノ潤澤ニ供給セラレムコトヲ切望ム

福井縣

一、速ニ農業水利ニ關スル法令ヲ制定發布セラレタキコト

理由 耕地整理施行ニ當リテ最困難ヲ感スルハ水利關係ノ解決ニ在リ政府ハ本件ニ關シ夙ニ之カ必要ヲ認メラレ法令ノ制定ヲ企圖セラルヲ聞クモ未タ發布ニ至ラサルヲ以テ速ニ實施ノ運ニ至ラシメ之カ解決ニ資セラレムコトヲ望ム

二、整理施行ニ要スル器具機械ヲ其ノ施行者ニ貸與スル爲縣ニ於テ之ヲ購入スルトキハ其ノ費用ニ對シ政府ハ相當ノ補助ヲセラレタキコト

理由 近來林地ノ開墾及難工事ニシテ費用多額ヲ要スル事業ヲナスモノ多キヲ加ヘムトス故ニ工事ニ要スル高價ナル器具機械例ヘハ土工レール、拔根機或ハ排水機等整理地區ニ於テ永久使用ノ要ナキモノハ縣費ヲ以テ之ヲ購入シテ施行者ニ貸與スレハ斯業ノ發展ヲ期スル上ニ於テ最適切ナリト認ムルモ其ノ費用多額ヲ要スルヲ以テ政府ハ之カ費用ニ對シ五割以上ノ補助アラムコトヲ望ム

三、耕地整理施行ニ必用ナル用水源及特種工事ノ新設並改良ニシテ地方當事者ニ於テ其ノ施行困難ナリト認ムルモノハ政府ニ於テ之ヲ行ヒ事業成功後關係者ニ其ノ權利ヲ讓渡セラルル様施設セラレタキコト認メラルニ依ル

石川縣

一、表彰規程ノ設定

理由 優良組合、組合員、施行者等ニ金員若ハ物品ヲ贈與シ其ノ功績ヲ永久ニ表彰スル規程ヲ作成アリタキコト

二、事業視察團ニ對スル團費補助規程ノ設定

理由 耕地整理事業ノ斷行ヲ躊躇スル基因多々アルヘシト雖事業ノ成功ニ危惧ヲ抱クモ亦其ノ主タル原因タラスンハアラス此ノ弊ヲ除去スル方法トシテ廣ク優良ナル同種ノ既成又ハ施行中ノ事業情況ヲ視察セシメ斯業ノ自信力ヲ確定セシムルハ寔ニ獎勵ノ好手段ト信ス本縣ノ產業政策モ亦是ニ力ヲ竭セリ依リテ將來毎年當業者ニ於テ此ノ種ノ實行ヲ企ツルモノアルトキハ適當ノ方法ニ依リ其視察費ノ幾分ヲ補助セラレタキコト

三、地價配賦事務取扱擔任ノ吏員ヲ設置アリタキ様大藏省ト協議ヲ遂ケラレタキコト

理由 耕地整理登記ニ關スル事務取扱吏員ヲ司法省ニ於テ設置セルト同様地價配賦ニ關シテモ此ノ種ノ吏員ヲ設置スルハ斯業ノ完了上事務ヲ統一シ處分ノ遲滯ヲ防止スル好恰ノ手段ト信ス現時本縣ニアリテハ登記事務取扱吏員ノ設置ヨリ該事務ノ促進從來ニ比シ顯著ヲ來シツツアルハ疑ハサル所ナリトス

富山縣

一、耕地整理事業獎勵ノ爲府縣ニ於テ購入セル機械器具ニ對シテハ政府ニ於テ相當補助金交付ノ途ヲ開カルルコト

二、農業水利改善ヲ要スル地域ニシテ廣汎ナル地區ノ主要工事ハ國營トスルカ若ハ多額ノ國庫補助金交付ノ途ヲ開クコト

島根縣

一、地方長官水利改善ノ爲耕地整理ノ施行ヲ必要ト認メタルトキハ豫メ區域ヲ指定シ關係郡長市町村長及主ナル關係者ノ意見ヲ徵シテ郡市町村長ニ對シ耕地整理設立委員ヲ命シ耕地整理組合ヲ組織セシムルコトヲ得ルノ途ヲ開キ且左ノ便宜ヲ與フルコト

(イ) 耕地整理組合設立ニ要シタル費用ノ一部又ハ全部ヲ縣費ヲ以テ補助スルコト
(ロ) 前項ノ場合區域廣汎ニ瓦リ且其ノ事業カ公共ノ福祉ヲ增進スルモノト認メラレタルトキハ尙政府ニ於テモ相當助成ノ途ヲ講スルコト

(ハ) 低利資金融通ニ就テハ特別ノ便宜ヲ與フルコト

二、耕地整理地ニ於テ勞力節減ヲ目的トシテ行フ施設ニ對シ相當助成ノ方法ヲ講スルコト

岡山縣

- 一、耕地ノ灌漑排水工事ニシテ農商務省ニテ改良計畫ヲ樹テタルモノニ付テハ政府ニ於テ之ヲ實施經營スルコト
- 二、優良ナル耕地整理事業及優良ナル當業者ヲ表彰スルコト
- 三、郡ノ耕地整理ニ對スル設備ニ對シ補助スルコト
- 四、耕地整理監督費ヲ増額スルコト
- 五、勅令ニ依ル地方產業ノ事務又ハ技術ニ從事スル職員ハ各府縣ノ在職年ヲ恩給年限ニ通算スル様取計ラフコト

廣島縣

一、耕地整理事業獎勵ノ爲將來施設スル事項ハ開墾事業獎勵ニ關スル事項ノ外水利ノ慣行、用水過不足ノ狀況、水利改善ノ方法等一般農業水利ノ關係ヲ調查シ以テ事業企畫獎勵ノ資ニ供スヘク之カ考究中ナリ

山口縣

- 一、耕地整理聯合會ノ設立ヲ助成スルコト

縣下耕地整理組合及地區ハ大正十年四月末ニ於テ地區數五百七十一箇所面積一萬五千三百九十六町歩ニ及ヒ尙毎年約千町歩ノ新事業ヲ見ルノ狀況ニ在リ而シテ今後益事業ノ健全ナル發達ヲ計ル爲斯業ニ關スル諸般ノ調查研究並各種共同事業ヲ行ヒ相互ノ利便ヲ圖リ一面官廳ノ諮詢ニ應シ或ハ意見ヲ上申スル等官廳ト整理施行者トノ連鎖トナリ直接間接ニ整理事業ノ向上發展ヲ期セムカ爲聯合會ヲ設立セシメントスルニアリ

- 二、農業水利調査ヲ爲シ水利ノ根本改善ヲ計ルコト

縣下主要河川並其ノ關係地域ニ付農業土木上ノ見地ヨリ水利系統ノ利用狀況ヲ調査シ之カ改善及利用増進計畫大綱ヲ立案シ費用及利益ノ概算ヲ見積リ該地域ニ於ケル耕地改良並擴張ヲ計ルノ基本ト爲ス爲調查班ヲ組織シ之カ調査ニ從事セシメントス

和歌山縣

- 國ハ產業資金ヲ準備シ左ノ各項ヲ行フコト

一、大規模ノ灌排工事ハ國營事業トシテ施行スルコト但シ其ノ費用ノ全部若ハ一部ヲ關係地ヨリ長期間ニ之ヲ徵收スルコト

- 二、耕地整理事業ニ對シテハ低利且潤澤ニ貸付クル方法ヲ採ルコト

愛媛縣

一、速力ニ農業水利法ヲ制定セラレタキコト
二、縣ニ於ケル工事用器具器械ヲ設備シ之ヲ事業施行者ニ貸與シ以テ工事費ノ輕減ヲ計ルハ事業獎勵上最效果ノ大ナルモノニ屬ス故ニ國庫ニ於テモ相當補助ノ途ヲ講セラレタキコト

高知縣

一、農業水利法ヲ制定スルヲ急ナリト認ム
二、府縣ニ於テ農業水利改善ヲ目的トスル事業ヲ經營スル場合ニ於テハ國庫ヨリ相當補助金ヲ交付スルコト
三、重要ナル用排水路幹線ノ新設改修ハ國庫支辨ト爲ス

福岡縣

一、本縣ハ毎年縣會ノ決議ニ基ク設備ニテハ各地方ノ要求ヲ満スコト能ハサルヲ以テ郡又ハ組合ヨリ相當ノ寄附金ヲ採納シ追加豫算トシテ設備費ヲ増加シ以テ其ノ不足ヲ補足セリ現ニ本年度ノ如キハ通常縣會ニ於テ決議セルモノ四萬六千貳百四拾貳圓ナルニ寄附採納ニ基ク追加豫算ハ七萬七百九拾

八圓ニ達シ就中各郡ヨリ寄附セルモノ多額ヲ有ス然ルニ是等寄附金ハ郡制廢止ト共ニ全然縣費ニ於テ設備セサルヘカラサル狀態ナリ是本縣ニ於テ將來新ニ施設セサルヘカラサル事項ナリトス
二、開墾的耕地整理ノ發達ニ伴ヒ年々電氣動力ニ依ル揚水機設備ノ必要アルヲ以テ電氣及機械ニ關スル専門技術家ヲ増置セントス

希望

一一對シテハ毎年國庫補助歩合減少セラレ豫算編成上支障尠カラサルヲ以テ關庫補助金ハ少クモ縣ノ設備費ノ半額以上ヲ交付セラレタキコト
一二對シテハ國費技手ヲ增員配置セラレタキコト

大分縣

一、耕地整理施行ノ爲使用スル土木用機械並器具ヲ無償ニテ貸與セラレタキコト
理由 本縣ハ地勢上多額ノ工事費ヲ要スルヲ以テ之カ節減ニ關シテハ土木用機械並器具ノ利用ヲ盛ニシ人力ノ節減ヲ計ルニ如カス該機械並器具ハ高價ニシテ零碎ナル工事ニテハ購入困難ナルト且短日月ノ使用ハ經濟的ニナラサルトニヨリ政府ニ於テ設備ヲナシ無償貸與セラレタキコト
二、縣ニ毎年配當セラルヘキ地方資金ハ請求額ニ對シ一定不變ヲ以テ配付セラレタキコト
理由 地方資金配當ノ年々一定セサルニ於テハ繼續事業トシテ工事ヲ施行セル組合ハ資金融通不安

定トナリ自然事業ノ蹉跌ヲ來シ工事進捗上多大ノ困難ヲ見ルニ由ル

六十二

宮崎縣

一、主ナル開田事業ヲ國營ニテ施行スルコト

開墾助成法施行以來逐年開田事業勃興ノ機運ニ嚮ヒツアリト雖由來本縣ニハ未タ大規模ノ事業施行豫定地渺カラス惟フニ之等ハ民間又ハ縣營事業トシテモ企業經營共ニ困難ナルノミナラス到底完全ナル目的ヲ達成スルコト能ハサルヲ認ム故ニ大正三年縣營開田事業ニ對スル國庫ノ補助ヲ稟申シ尙本縣ノ開田事業國營ノ義ニ付稟申シ以テ主務大臣ノ明鑑ヲ仰ク處アリタルモ共ニ容レラレス爾來數年ヲ經過シタル大正八年ニ於テ偶々助成法ノ發布ア見ルニ至リタリト雖未タ以テ斯種ノ開發ヲ見ルコト極メテ遼遠ニシテ或ハ到底其時期ノ成ルナキヲ認ムルノ狀況ニシテ食糧增殖國土ノ開發上沟ニ遺憾トスル所ナリ曩ニ財政經濟調査會ニ於テハ大規模ノ開田事業ヲ國營ト爲シ尙開墾地所有者ニ對シ一定ノ期間内ニ開墾スヘキ事ヲ政府ニ於テ勸告スルノ外若シ其ノ勸告ニ應セサルトキハ政府ハ相當價格ヲ以テ其ノ土地ヲ收用シテ自ラ之ヲ開墾シ又ハ企業者ヲシテ開墾セシムルコトヲ議決セルヤニ仄聞ス之レ本縣ノ實情ニ照覈シ最機宜ノ決定事項ニシテ實施ノ一日モ速ナラムコトヲ切望シテ止マサル次第ナリ

今ヤ國ヲ舉ケテ國營開墾ノ聲高ク而モ之カ成否ノ遲速ハ直ニ以テ國家經濟ノ增長ニ關係スル事甚大

ナルヲ以テ相當施設セラレムコトヲ望ム

二、既成田水利改善ニ對シ政府直接補助ノ方法ヲ講スルコト

三、開墾地ニ對スル助成金交付ニ關シテハ既ニ法律ヲ以テ助成ノ道ヲ講セラレタリト雖尙既成田ニシテ用排水ノ不良ナルモノ多ク之カ改善ハ食糧增殖ノ上ニ最重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ相當面積以上ノ水利改善事業ニ對シテハ政府直接補助ノ方法ヲ講セラレタキコト

鹿兒島縣

一、耕地整理ニ對シテモ一般ニ開墾助成法ト同様工事費ニ對シ相當補助セラレタキコト

二、獎勵規則第二號ノ補助ハ縣費豫算ノ半額ヲ補助セラレタキコト

理由 從來耕地整理ハ利益顯著ナルモノヨリ施行シ來リタルニヨリ今後ニ於ケル整理ハ特種ノ工事ヲ要スルモノ又ハ利益比較的少ナキモノノミ殘存セル狀況ニシテ勸誘獎勵上困難ヲ感スルニ至リ依テ開墾助成法ニ倣ヒ前記ノ補助ヲ爲スニ於テハ事業ノ實行ヲ一層多カラシメ得ヘク尙開墾ニ對スル恩典ト均衡上ヨリモ亦必要ト認ムルニヨル

沖繩縣

一、土地改良並農村民保健ノ必要上府縣カ施設スル天水利用地下水利用工事ニ要スル事業費ニ對シ國

六十三

庫補助ノ途ヲ開カレタキコト

六十四

決議

本項ハ第五委員會ニ附託シ審議セシメタル結果ヲ本會議ニ附シ可決シタルモノナリ

本諮詢ニ對スル各府縣ノ答申ハ何レモ適切ノモノナルモ就中左記各項ノ實行ハ最緊要ナルモノトス

記

- 一、速ニ農業水利ニ關スル法令ヲ發布セラレタキコト
- 二、農業水利改良事業ニ對シテハ次ノ各號ニ依リ施行セラレタキコト
(イ) 大規模ノ事業ハ國營トスルコト
(ロ) 道府縣營事業ニ對シテハ國ハ事業費ノ五割以上ノ補助ヲ行フコト
(ハ) 公共團體及耕地整理事業ニ關シテハ道府縣ハ五割以上ノ補助ヲ行ヒ國ハ道府縣ノ其ノ補助金ニ對シ五割以上ノ補助ヲ行フコト
- 三、農業水利ニ關スル官廳事務ノ聯絡統一ヲ圖ルコト
- 四、國ニ於テ事業基金ヲ準備シ本事業資金ニ利用セラレタキコト
- 五、農業土木ニ關スル研究機關ヲ設ケラレタキコト
- 六、整理施行上必要ナル器具機械ヲ施行者ニ貸與スル爲府縣ニ於テ購入スル場合ハ其ノ費用ニ對シ相

常國庫補助ノ途ヲ講セラレタキコト

七、稅務署ニ耕地整理專任吏員ヲ設置セラレタキコト

八、各府縣ニ耕地整理協會ノ設立ヲ促スコト

協議事項答申及決議

第一 耕地整理ニ關スル法令中改正ヲ要スル事項

決

議

本項ハ各地方ノ答申ヲ第六委員會ニ附託シ審議セシメタル結果ヲ本會議ニ附シ可決シタルモノナリ

適當ト認メ採用可決シタルモノ

一、國有林野ヲ耕地整理地區ニ編入スル手續改正ノ件

同手續第二條ニ依レハ國有林野ヲ地區ニ編入スルハ耕地整理組合規約ニ於テ組合費用ヲ國ニ賦課セサル事ヲ定メタルモノニ限り之カ編入ヲ特ニ組合ノ場合ノミニ限定セルノ觀アリ然ルニ明治四十二年十月山發第七九八號山林局長通牒第六項ニ依レハ耕地整理法第三條云々トアリテ組合以外ノ耕地整理施行者モ包含スルカ如シ果シテ然ラハ明治四十二年十月農商務省第三七號國有林野耕地整理施行地區編入手續相當改正アリタシ

兵庫縣答申(一)

二、工事完了後ノ諸手續ヲ根本的ニ促進セムカ爲整理地ノ地價配賦ニ付テハ地方長官ノ換地處分認

六十五

可ノ通知ニ依リ組合ヨリノ申請ヲ待タス税務署長ニ於テ直ニ之ヲ行フコトニ法規ノ改正ヲ望ム

兵庫縣答申（二）

理由 工事完了後ノ手續徒ラニ荏苒シ整理後ノ土地ヲシテ永ク不確定ノ状態ニ置キ兎角參加土地所有者ヲシテ迷惑ヲ蒙ラシムルコトアルハ素ヨリ企業者カ比較的知識程度低キ農民ナルニ併モ耕地整理事務ノ頗ル複雜ナルニヨルモノナリ故ニ換地ノ如キ多少其ノ配當セラルル土地ノ位置又ハ地目等ニ各組合員間協議參酌ノ餘地アルモノハ之ヲ組合總會ニ行ハシムル必要アリト雖其ノ後地價配當ノ如キハ既ニ事理明カナルモノニシテ徒ラニ事務不明ノ農民ニ放任スルヨリ其ノ官吏ヲシテ進テ行ハシムルニ於テハ又事業獎勵上多大ノ效果アルヘシ

三、耕地整理聯合會ニ於テモ低利資金ノ供給ヲ受ケ得ル様耕地整理事業及產業組合資金取扱順序ニ相當追加スルコト

新潟縣答申（一）

理由 現行取扱順序ニ依ルトキハ耕地整理聯合會ハ其ノ所屬組合ニ於テ手續ヲ爲スニアラサレハ直接入借ルルコト能ハサルノ不便アルニ由ル

四、日本勸業銀行ノ取扱ニ係ル低利資金ハ全部農工銀行ノ代理貸付ニ改メ金額ノ多少ニ拘北海道拓殖銀行貸付利率ト同率ニ一定スルコト

新潟縣答申（二）

理由 勸業銀行直接貸付ハ借入迄ニ多クノ時日ヲ要スルト金額ノ多少ニ依リ利率ヲ異ニスルカ爲

資金需用ノ緩急ニ應シ適當ニ供給ヲ爲スコト能ハサル場合少カラサルニ由ル

五、耕地整理地取扱手續中第四條整理地ノ地番ハ地區外ノモノト重複セサル限り適宜附シ得ルコトニ改メラレタキコト

新潟縣答申（三）

理由 現行取扱手續ニ依ルトキ帳簿、圖面等作製及整理上繁雜ナルニ由ル

六、池沼ノ開墾ニシテ埋立若ハ干拓ニ等シキ勞費ヲ要スルモノハ埋立地又ハ干拓地同様法第十四條ノニヲ適用シ得ル様改ムルコト

新潟縣答申（五）

理由 國有水面ノ埋立若ハ干拓ト同様ノ事業ニシテ年期恩典ヲ異ニスルハ權衡ヲ失スルニ由ル

七、耕地整理登記令第八條ノニヲ共同施行者及相續ニ因ラサル所有權移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニクルコトヲ得ス」本條ハ之ヲ削除セムトス

新潟縣答申（一）

理由 現行登記令ニハ其ノ規定ナク耕地整理登記進捗上支障少カラサルニヨル

八、耕地整理法施行規則「第四十九條組合會ハ百人以上ノ組合員ヲ有スル組合ニ非ラサレハ之ヲ設

九、耕地整理法第五十條ノ總面積及總地價各三分ノ二以上トアルヲ土地所有者總數ト同シク二分ノ一以上ニ改メントス

埼玉縣答申(二)

理由 開墾、湖海ノ埋立又ハ干拓等ノ事業ヲ耕地整理ニ依リ施行セムトスル場合ニ地價ノ低率ナル地目多キヲ占ムル地區ニ於テハ此ノ條件ヲ満タスニ困難ナレト創立總會ノ場合ニ於テ缺席者ノ一人若ハ數人ノ所有地ノ總面積及總地價ノ三分ノ一以上ニ達シ總會ノ不成立ニ了ル場合アルニ由ル

一〇、耕地整理法第十四條第一項中「五分ノ一」ヲ「二分ノ一」ト改正セラレタシ

千葉縣答申(二)

理由 開墾助成法ノ趣旨ニ基キ獎勵上必要ヲ認ムルニ由ル

一一、耕地整理法中第五十四條但書中ヨリ「地區ノ減少」以下ヲ削リ「又ハ地區減少ニシテ面積及地價五分ノ一以上ヲ超過スル地區ノ變更ヲ爲スコトヲ得ス」ト改正セラレタシ

千葉縣答申(三)

理由 地區變更若ハ規約變更ヲ爲スニ當リ債權者ヲ害セサル程度ノモノハ債權者ノ同意ヲ得ルノ要ナク徒ラニ當事者ノ手數ヲ増スノミナルニ由ル

一二、耕地整理法第四十五條ニ左ノ一項ヲ追加セラレタシ

組合長、組合副長ヲ選舉セサル場合ハ直ニ第七十三條第四項ヲ適用スルコトヲ得

千葉縣答申(五)

理由 創立總會ニ於テ正副組合長ヲ選舉セス爲ニ順調ニ成立シタル組合ヲシテ事業ノ進展ヲ害スルハ本法ハ勿論多數組合員ノ希望ニ副ハサルヲ以テ之ヲ救濟セムトスルコトニ由ル

一三、耕地整理法ニ依ル地價配賦及登記事務ハ當事者ノ申請ヲ俟タス當該官廳自ラ之ヲ執行スルコトニ法令ノ改正ヲ望ム

茨城縣答申(一)

一四、明治四十二年十月農商務省令第三十七號國有林野耕地整理施行地區編入手續中共同施行ニモ適用スルコトニ改正ヲ望ム

茨城縣答申(二)

一五、國有林野法第十一條第五項ニ規定セル一箇年ノ貸料金三百圓ノ制限ヲ擴張セラレムコトヲ望ム

茨城縣答申(三)

一六、耕地整理ノ爲道路ノ變更廢置ヲ爲シタル場合ニ於テハ耕地整理法第十一條ノ規定ニ依リ其ノ不用ニ歸シタル部分ハ其ノ無償交付ヲ受ケ新ニ開設シタル部分ニ對シテハ土地編入ノ形式ニ依リ處理シ來リタルモ道路法施行ノ結果斯ノ如キ場合ニ於テハ道路ノ附替トシテ各管理者ニ於テ交換スルコトニ規定セラレタルヲ以テ耕地整理法ト道路法ト抵觸スルノ嫌アリ依テ當該法令ノ適當ニ

茨城縣答申(四)

一七、大正八年八月農商務省告示第二〇九號換地說明書様式中等位ヲ評定シタル場合ハ評等位ノミヲ記載シ法定等位ハ之ヲ省略シ尙一人別集計ハ評定等位ノ區分ニ依リ地目等位(評定等位)別ニ依リ合計スルコトニ改正ヲ望ム

茨城縣答申(五)

一八、耕地整理法條二條ノ二ニ依リ登記ヲ要スル土地賃借權利中國有林野ノ貸付ノ場合ニ於テハ登記ヲ省略シ得ル様交渉セラレムコトヲ望ム

茨城縣答申(六)

一九、整理施行ノ爲要スル土地原形圖中ニ地番ノ記載ヲ省略スル様改正セラルルコト

茨城縣答申(九)

但シ地區界及除外地界等記載ヲ要スルモノハ此限ニアラスト爲スモ可ナリ

二〇、耕地整理及產業組合資金取扱順序中第一條耕地整理施行者ノ下「府縣郡市町村以外ノ一人施

栃木縣答申(一)

行者ヲ除ク」十七字ヲ削除セラレムコトヲ望ム

栃木縣答申(二)

理由 未耕地ノ圃地ニ在リテハ個人ノ所有ニ係ルモノ多ク然レトモ所有者ニ在リテハ或ハ資金調

達上又ハ利率ノ關係等ヨリ企業ヲ躊躇スルノ傾向ヲ有スルヲ以テ右ニ對シ該資金供給ノ途ヲ開

クハ利用増進上有利ナルモノト認ム

二一、耕地整理法施行規則第五十五條ニ左ノ但書ヲ加ヘタシ但シ耕地整理法第三十條第一項第二項ニ依ル處分ヲ爲シタル後ハ之ノ限リニ在ラス

栃木縣答申(二)

理由 工事並換地處分後ニ在リテハ負債償還金ノ收支又ハ工作物ノ維持管理費等極メテ少額ニ而モ一定ノ收支ニ對シ毎年一回總會ヲ開催スルカ如キハ勞費ノ經濟上省略スルヲ可ト信ス故ニ法

第六十一條第三號及第七號ノ事項ニ付テハ評議員會ノ議決ヲ以テ總會ニ代フコトヲ規約ニ規定スルモノトス

奈良縣答申(一)

理由 耕地整理及土地改良獎勵費規則ニ依ルトハ耕地整法ニ依ラサル土地改良(農業水利改良)

事業ハ農事改良上耕地整理事業ニ劣ラサル必要事項ナルヲ以テ府縣ニ於テ工事費ニ對シ補助金交付スル場合ニ於テハ國庫ヨリ耕地整理事業ト同様補助金ヲ交付セラレ度キニ依ル

二三、耕地整理法第十一條ヲ左ノ通改正セラレタシ

第一項中「不用ニ歸シタル土地」ノ下ニ「並其ノ附屬物件」ノ七字ヲ加フ

理由 橋梁、橋臺、護岸石垣等ノ附屬物件ハ道路法ニ於テ別ニ取扱方ヲ規定セリ然ルニ耕地整理ノ場合ニ於テ之ヲ別ニ取扱フトセハ工事施行上並手續上煩雜ナル事情アルヲ以テ土地ト共ニ處分シタキニ依ル

二四、耕地整理法第九條中「謄寫」ノ次ニ「謄本證明」ヲ挿入

理由 謄寫ノ字句ノ解釋ニ付司法省ト大藏省ノ解釋ヲ異ニシ前者ハ謄本ヲ無料ニテ交付セス後者ハ之ヲ無料ニテ交付スルカ如キ字句稍曖昧ナルノ嫌アルヲ以テ明確ニセントス

二五、耕地整理法第十四條第一項、第四項及第十五條第一號、第二號該當地ノ地價修正又ハ設定ノ見積額申告ニ關シテハ簡略ナル手續方法ヲ大藏省ト協議相當規定セラレタシ

理由 稅務署ニ於テハ地價修正又ハ設定ニ關シテハ地租條例第九條ニ準據スル結果各筆毎ニ比準類地ヲ選定スル爲非常ニ煩雜ヲ來スヲ以テ比準地ノ平均地價ヲ定メ之ヲ變換又ハ開墾地ノ合計面積ニ乘シテ定ムルカ如キ輕便ナル方法ヲ講セラレタシ

二六、耕地整理法第十四條ノ二第二項ヲ工事完了ノ際地價ヲ設定シテ年期ヲ附與スルコトニ文章ヲ改メラレタシ

理由 國有地ノミノ開拓ニ在リテハ本條ニテ差支ナキモ民有地ト合せ行フニ際シテハ國有地ト民有地ニ跨リテ一筆ノ土地カ作ラル場合ニハ地價ノ配賦セラル土地ト地價ノ設定ナキ土地トヲ含ムヲ以テ勢ヒ年期中分割シ置クノ不便アルト國有地ヲ換地トシテ受ケタルモノニ對シ免租年期ニ依リ受クル利益ノ計算ヲ立ツル基礎トナルヘキ地價確定セサル爲精算シ難キ等幾多ノ不便アルノミナラス法第十四條第一項ノ年期地ハ工事完了ノ際修正セラルニ見ルモ國有地ノミヲ斯ク取扱フ要ナシト認ム

二七、内訓第十一項五千圓ヲ一萬圓ニ改メラレ度

理由 近時物價騰貴ノ結果ハ揚水機ノ如キ殆ト五千圓以上ヲ要シ本項ノ趣旨ニ副ハサルニ依ル

二八、内訓第十四條ヲ削除セラレ度
由ル

理由 増歩地處分ヲ認メサル結果ハ種々ナル不便不都合アルヲ以テ寧ロ之ヲ認ムルヲ可トスルニ

二九、換地説明書作製様式中合計表ハ地目別ニ止メ等位別ヲ廢サレタシ

理由 必要ナシト認ム

三〇、耕地整理事業及產業組合資金取扱順序第二十條(ロ)及(ト)「二十箇年」トアルヲ「五十箇年」ニ改正ノ件

理由 耕地整理法第八十條ニ於テ起債ハ五十年以内ニ償還ヲ爲シ得ル様大正八年四月改正セラレタルニ拘ラス資金取扱順序第二十條ニハ從前ノ通リ償還年限ヲ「二十箇年」ト明記シアルヲ以テ同様ノ(ロ)及(ト)ヲ整理法同様「五十箇年」ニ改正セラレムコトヲ望ム

(參 照)

耕地整理法(抄)

第八十條第二項

前項ノ負債ハ起債ノ時ヨリ十五年以内ニ之ヲ還了スヘシ但シ特別事由アル場合ニ限リ五十年以内ト爲スコトヲ得

耕地整理事業及產業組合事業資金取扱順序(抄)

第二十條

(ロ) 債券ノ償還年限ハ二十箇年(据置期間トモ)以内トス

(ト) 日本勸業銀行及北海道拓殖銀行ハ二十箇年(据置期間トモ)以内ノ年賦又ハ五箇年以内ノ定期償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコト

大正八年六月開催主任官會議ニ於ケル農務局長指示事項(抄)

第五耕地整理法中改正ニ關スル件

三、起債期間ノ延長

開墾、埋立干拓等大規模ノ計畫ヲ樹フルニハ從來ノ如ク起債最長期間二十箇年ニテハ費用償却等ニ困難ヲ生スルコトアルヘキヲ以テ改正法ニ於テハ最長期五十年ニ至ルコトヲ得セシメタリ

三一、耕地整理法施行ニ關シ農商務大臣内訓第十一項中「五千圓」トアルヲ「一萬圓」ニ改正ノ件

宮城 縣 答 申 (二)

理由 内訓第十一項ニ列記特殊工事ノ各工事費五千圓ノモノハ物價騰貴ノ今日重大ノ工事ト認メ難ク從テ之ニ對シタ設計書圖面等ヲ報告スルハ地方廳ニ於テ繁雜ニ堪ヘサルヲ以テ一萬圓以上ノモノニ限リ報告スル様改正セラレンコトヲ望ム

(參 照)

内 訓(抄)

十一、第一項乃至第六項ニ依リ報告スヘキ事項及前項ノ整理確定圖ノ添附ハ整理施行地區ノ總面積五十町歩未滿ノモノニシテ揚水機、溜池、伏越、隧道、頭首工若ハ排水樋門ノ各工事費何レモ五千圓ニ達セサルモノニ之ヲ適用セス但シ左ニ掲タル事項ハ毎一箇月分ヲ取纏メ之ヲ報告スルヲ要ス(以下略)

三二、耕地整理登記ニ關シ必要ナル場合ハ戸籍謄本及抄本ヲモ無料ニテ下附セラル様相當手續ヲ設ケラレントヲ望ム

福島縣答申(五)

理由 整理施行者及組合設立認可申請者ハ整理施行地ヲ管轄スル登記所其ノ他各官公所ニ付無償ニテ耕地整理ニ關シ必要ナル圖書ノ閲覽又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得ル恩典アリ加フルニ土地臺帳所管廳ニ於テハ無償ニテ臺帳謄本下付ノ恩典ヲ與ヘツツアルヲ以テ耕地整理登記上必要アル場合ハ戸籍謄本及抄本ヲモ無料ニテ下付セラル様手續ヲ設ケラレントヲ望ム

三三、耕地整理規約例(甲)第二十六條ニ依ル徵收金息納ノ場合ニモ耕地整理法第七十九條ヲ適用シ得ル様法規ノ改正ヲ望ム

山形縣答申(一)

三四、耕地整理法第五十條中「各三分ノ二以上」トアルヲ「各二分ノ一以上」ト改メラレタキコト

秋田縣答申(一)

説明 之ヲ從來幾多ノ實例ニ徴スルニ面積地價共ニ土地所有者員數ト同シク二分ノ一以上ノ同意ヲ得タルトキハ組合設立ノ認可ヲ申請シ得ルコトトスルモ何等弊害ヲ認メサルノミナラス事業獎勵上多大ノ便宜アルヲ認ムルニ依ル

三五、耕地整理組合ノ設立ニ關シ現行規定ノ外更ニ水利組合ノ設置ニ準シタル特別規定ヲ設ケラレ

タキコト

秋田縣答申(二)

説明 水利關係ノ複雜ナル區域ニ於テハ直ニ現行法ニ依リ組合ヲ設立スルコト容易ナラス故ニ水利組合ノ設置ニ準シタル特別規定ヲ設ケラルルニ於テハ事業獎勵上著大ノ便宜アルヲ認ムルニ依ル

秋田縣答申(三)

説明 共同施行ノ耕地整理ヲ組合組織ニ改メ事業ヲ繼承施行シ得ル規定ヲ設ケラレタキコト
易ナラサルニ至レル事例ニ乏シカラス故ニ之ヲ組合組織ニ改メ事業ヲ繼承施行シ得ル規定ヲ設ケラルルニ於テハ其ノ施行上多大ノ便宜アルヲ認ムルニ依ル

三七、同一議事ニ付總會ノ招集二回以上ニ涉ル場合ノ救濟方法ヲ相當規定セラレタキコト

秋田縣答申(四)

説明 現行規定ニ於テハ同一議事ニ付招集二回以上ニ涉ルモ尙法定ノ條件ヲ具備セサル爲流會トナリ事業ノ進捗ヲ阻害スル事例頗ル多キモノアリ故ニ之等ノ場合ニ於ケル救濟方法ヲ相當規定セラレムコトヲ望ム

三八、内訓第十四號ヲ削除セラレタキコト

秋田縣答申(七)

説明 増歩地ヲ處分シ工事費ノ一部又ハ全部ヲ補充スルコトハ資金ノ缺乏ヲ補足スルノ一方法タルヘキヲ以テ増歩地處分ヲ認メラレ内訓第十四號ヲ削除セラレタシ

三九、耕地整理組合ノ總會又ハ組合會ハ換地處分後ニ於テハ每事業年度開催ヲ要セサル様規定ノ改正ヲ望ム

福井縣答申(一)

理由 耕地整法施行規則第五十五條ニ依リ耕地整理組合ハ總會又ハ組合會ヲ少クモ毎事業年度一回開クヘキ規定ナルモ換地處分後ニ於ケル毎事業年度ノ事務ハ借入金ノ年賦償還ヲ爲スノミノモノ多ク是等ハ規約ノ規定ニ依リ評議員會ニ委任スルコトヲ得ルヲ以テ特ニ必要アル場合ノ外之カ開催ヲ要セサルモノト認ムルニ依ル

四〇、耕地整理及土地改良獎勵費規則ニ依ル補助申請ニ關シ左ノ通改正ヲ望ム

福井縣答申(二)

(イ) 補助申請書ハ該當年度ノ四月中ニ差出スヘキ様規定ノ改正ヲ望ム

理由 申請書ニ添附スル調査、設計、工事監督等ノ施行豫定書(地區別事業ノ分量)調製ハ前年度終了後ニアラサレハ之カ調製上差支アルニ依ル

(ロ) 耕地整理及土地改良ニ關スル豫算書ニハ道府縣會ノ決議書抄本ノ添附セサルコトニ變更セ

ラレムルコトニ望ム

理由 抄本ト豫算書トハ其ノ内容ニ於テ重複スルニ依ル

(ハ) 補助金豫算說明書ハ地區別ニ記載スルヲ廢止セラレムコトヲ望ム

理由 本件ハ的確ナル調査困難ナルニ依ル

四一、農商務省告示耕地整理又ハ同法施行規則ニ掲ケタル帳簿、書類、圖面等ノ様式第十八項中整理確定圖ノ縮尺ハ現形圖ト同一ノ縮尺ヲ要セサル様改正ヲ望ム

福井縣答申(三)

理由 本件ニ付大正八年六月本會議ノ際本縣ヨリ提出シタル處可決セラレタルモノナルモ未タ之レカ改正ヲ見ルニ至ラス本件ハ管内稅務署ノ備付ケ地圖ノ縮尺ハ耕地宅地等ハ六百分ノ一ナルヲ以テ地價配賦ニ添附スル整理確定圖ハ之ト同一ノ縮尺ナルヲ要ス然ルニ整理地ノ現形圖及整理豫定圖ハ千二百分ノ一又ハ二千分ノ一等ノ縮尺ヲ用ユルヲ便トスル場合多キニ依リ整理確定圖ハ縮尺ヲ異ニスル原圖ニ通調製ヲ要シ少ナカラサル手數ヲ要スルヲ以テ之カ縮尺ハ一定ノ制限ヲ置カサル様改正ヲ望ム

四二、耕地整理法第十四條ノ「五分ノ一」ヲ「五分ノ二」ト改正ノ件

石川縣答申(一)

理由 開墾整理ノ獎勵ニ伴ヒ此ノ種ノ恩典ヲ厚クスルハ先年改正アリタル地價据置年期、新開免

租年期、借入金償還期限ノ延長ニ比シ必ス業發展ニ著シク效果アリト信ス尤モ開墾地目變換モ併セ行フ特別ノ場合ニ在リテハ地租條例トノ對比上其ノ恩典稍厚キニ失スルカ如キモ實際ニ於テハ此ノ種ノ場合最少カラ

四三、耕地整理法第三十條第四項ノ告示前ニ於ケル土地ノ使用ノ徵收補償金ヲ滯納スルモノニ對シテモ法第七十九條ヲ準用シ得ル如ク改正ノ件

石川縣答申(二)

理由 本件ハ明瞭ナル問題ナルヲ以テ其ノ理由ヲ省略ス(模範規約例第三十六條參照)

四四、換地説明書中ニ地價配賦及登記ニ關スル事項ヲ記載シ地方長官ハ之カ認可處分決定後稅務署及登記所ニ通知シ當事者ヨリ稅務署及登記所ヘノ申請ハ之ヲ省略スルコトニ關係法規ヲ改正スルコト

富山縣答申(一)

理由 換地處分、地價配賦及登記ハ各之カ申請ヲ要スルモ其ノ書數ノ內容事項ニシテ互ニ重複ニ瓦ルモノ甚多キヲ以テ之等ヲ一括シテ換地説明書中ニ記載シ更ニ地價配賦ノ決定ヲ地方長官ニ委シテ事務ノ簡捷ヲ期セムトス

四五、耕地整理ニ依ル登記申請ハ耕地整理法第三十條第四項ニヨリ地方長官ヨリ所轄登記所ニ通知セル換地説明書ニヨリ整理施行者ノ申請ヲ俟タスシテ直ニ登記スル様法ノ改正ヲ爲スコト

山口縣答申(一)

理由 換地交付認可後耕地整法第三十六條ニ依リ耕整登記ノ申請ヲ爲スヘキ規定ナルモ同法第三十六條第四項ノ通知セル材料ニヨリ登記所ニ於テ直ニ登記スルモ支障ナキモノノ如シ仍而法第三十六條ニ依ル登記申請手續ヲ省略セムトスルニアリ

山口縣答申(二)

理由 等位別ノ内譯ヲ記載セサルモ地目別ニテ大體換地交付ノ當否ヲ知ルコトヲ得ルヲ以テ事務簡捷ノ爲等位別ノ記載ヲ省略セムトスルニアリ

四七、耕地整理法第七十九條ニ依リ組合費滯納金ヲ市町村ニ處分ヲ請求スルモ市町村長ノ處理怠慢ナル場合取扱方ノ件

徳島縣答申(一)

説明 耕地整理法第七十九條ニ依リ組合費ノ滯納金ヲ組合長ヨリ市町村ニ請求スルモ市町村ハ直ニ滯納處分ヲ爲ササル爲時效ニ罹リ缺損ヲ生シタル場合又ハ直ニ處分スレハ缺損ヲ生セサルモ時日經過シタル爲經濟界ノ變動ニ伴ヒ物價下落ノ爲缺損ヲ生シタルトキ即チ市町村カ怠慢ニ起因シ缺損シタルトキハ市町村カ其ノ損害ヲ辨償スヘキモノナリヤ若シ市町村カ辨償ノ責任ナシトセハ救濟ノ方法如何

四八、耕地整理法中耕地整理組合ノ組合長又ハ組合副長ノ辭任ニ關スル條件ヲ明文スルト同時ニ對抗要件ニ關スル條項ヲ補足スルコト

香川縣答申(一)

説明 耕地整理組合ノ組合長(以下組合副長ハ略ス)ハ法定代理人ナルカ故ニ法ニ特別ノ制限ナキヲ以テ何時ニテモ辭任スルコトヲ得辭任ハ届出ニ依リ當然效力ヲ生ストノ解釋ナルモノノ如キモ元來耕地整理ハ民間事業トシテハ重大ナル事業タルコトハ言ヲ俟タサルトコロニシテ多クノ場合ニ於テハ其ノ組合長タルヘキ者ノ人格德望等ヲ信賴シテ之ニ全事業ヲ委託シ其ノ完成ヲ期待スルモノナルヘク殊ニ選任ノ場合ニ於テハ被選者ノ同意ヲ要件トスルコトハ理論上明ナルニモ不拘何時ニテモ辭任スルコトヲ得ルカ如キハ組合員ノ期待ニ反スルノミナラス時ニ之カ爲ニ事業ニ頓挫ヲ來サルルナキヤ保シ難ク又選任ノ場合ニ於テハ知事ノ認可ニ反スルノミナラス時ニ之カ爲ニ而モ認可ノ告示アルニ非サレハ他人ニ對抗スルコトヲ得サルノ規程アリ然ルニ辭任ノ場合ニ於テハ本人ノ意思表示ニ依リ直ニ對抗力ヲ生スルカ如キハ不合理モ亦甚シキヲ以テ辭任ニ關スル相當條件ヲ明文スルト同時ニ對抗要件ニ關シテモ適當ナル規定ヲ設ケ善意ノ第三者ヲ保護スルノ必要アリト認ム

四九、府縣ノ申請ニ對シ技術官派遣ノ場合之ニ要スル派遣費用(旅費)ヲ地方ニ負擔セシムルノ取扱ヲ改メ全然國ノ費用ヲ以テ派遣セラレタシ

沖繩縣答申(二)

增歩地處分ニ對スル要項

耕地整理方ノ結果生シタル增歩地ハ關係土地所有者ニ配當スルヲ原則ト爲スモ特別ノ事由アルモノハ左記ノ方針ニ依リ之ヲ處分スルコトニ一定スルコト

- 一、增歩地ハ從前ノ土地ニ對シ整理後ノ土地中換地トシテ配當シタル殘部ノ面積ト解スルコト
- 二、增歩地處分方法ハ競争入札方法ニ依リ賣却スルモノトス
- 三、增歩地賣却ノ程度ハ事業費以内ニ限ル

修正ノ上採用可決シタルモノ

一、耕地整理及土地改良獎勵費規則第二條ニ依リ交付セラル國庫補助ハ近年著シク減少シ每年度豫算高ニ對シ多大ノ缺損額ス生スル爲事業ノ施行ニ困難ヲ來スコト輕カラス故ニ同則中ニ交付セラルヘキ補助率ヲ確定的ニ規定シ豫算編成上要求額ト實際交付額ト差違ナカラシメラレムコトヲ望ム

京都府答申(一)

修正箇所

「確定的ニ」ヲ削除ス

二、整理地區内ノ土地ニ對シ分筆、合筆、誤謬訂正、開墾、地目變換等ノ届出ヲナシタル場合所轄稅務署ニ於テ之カ取扱ヲナササル様ノ規定ヲ設ケラレタキコト

大阪府答申(一)

「分筆、合筆」及「開墾地目變換等」ヲ削除ス

三、法第二十九條ノ耕地整理認可後ハ其ノ土地權利者ヲシテ形質ヲ變更シ又ハ工作物ノ新築、改築又ハ物件ヲ附加増置セシメサル規定ヲ設ケラレタキコト

大阪府答申(二)

「整理認可後ハ」ノ次ニ「組合長ノ承認ヲ得ルニアラサレハ」ヲ加フ

四、耕地整理法第十一條第二項中溜池等以下「ニシテ前項廢止シタルモノニ代ルヘキモノ」十九字ヲ削除スルコト

新潟縣答申(四)

理由 現行法ハ同條第一項ノ廢止シタル土地ニ代ルヘキモノニ限リ國有地ニ編入スヘキ規定ニシテ新ニ開設シタルモノニ對シテハ其ノ適用ナク處理上不便ナルニ由ル

修正箇所

福島縣ト同一ノ意味ニテ修正可決ス

五、耕地整理法第七十九條ノ中第三十條第一項第二項ノ下「及規約」ノ三字ヲ追加セラレムコトヲ望ム

栃木縣答申(五)

理由 現行法ニ依ルトキハ補償金ヲ徵收セムトスルニ際シ納付ヲ息リタルモノニ對シ簡易ニ徵收スルノ方法ヲ設ケントス

修正箇所

保證金徵收ノ意味ニ於テ修正可決ス

滋賀縣答申(六)

理由 必要ナシト認ム

「第二十二條」ヲ削除ス

七、法第十一條第二項中「前項廢止シタルモノニ代ルヘキモノ」トアルヲ削除シ法第十一條第一項ノ土地ナキ場合ニ於テ整理施行ノ結果開設シタル道路、水路、堤塘、溜池等ニ對シテモ無償ニテ國有ニ編入シ且法第十三條第一項但書ノ規定ヲ適用シ得ル様改メラレムコトヲ望ム

福島縣答申(三)

理由 法第十一條第二項ノ規定ニ依レハ耕地整理ニ依リ開設シタル道路、水路、溜池等ニシテ國有ニ編入サルモノハ耕地整理施行ノ爲不用ニ歸シタルモノヲ無償ニテ整理施行地ノ所有者ニ交付シ

タルモノニ代ルヘキモノアリテ廢止シタルモノナキ場合即チ耕地整理及開墾ニ依リテ新ニ開設シタル道路、水路、堤塘、溜池等ニ付テハ適用ナキモノノ如シサレハ法第十一條第一項ノ土地ニ代ルヘキモノニアラスシテ整理施行ノ結果新ニ開設シタル道路、水路、堤塘、溜池等ニ付テモ國有ニ編入シ且法第十三條第一項但書ノ規定ヲ適用セラルル様改正セラレコントヲ望ム

修 正 簇 所

「法第十一條第二項中「前項廢止シタルモノニ代ルヘキモノ」トアルヲ削除シ」ヲ削除シ「國有ニ編入シ」以下ヲ「得ル規定ヲ設ケラレムコトヲ望ム」ト修正ス

八、法第十一條第二項中「ニシテ前項廢止シタルモノニ代ルヘキモノ」ヲ削除ノ件

石川縣答申(二)

理由 開墾整理ノ進展ニ伴ヒ從前水路或ハ溜池等ノ存在セラル地區ニシテ施行ノ結果新タニ是等ノ築設ヲ見ルモノ多シ然ルトキハ此等ハ其ノ代ハルヘキモノニアラサルヲ以テ本法ニ準據スル能ハス別個ノ方法即チ上地手續ニ依リテ分筆ヲ行ヒ國有地ト爲ササルヲ得サルノ繁アルニ依ル

修 正 簇 所

福島縣ト同一ノ意味ニテ修正可決ス

九、耕地整理事業及產業組合資金取扱順序中農工銀行ノ代理貸付金「三萬圓」ヲ「五萬圓」ニ改ムルコト

宮崎縣答申(一)

理由 近時諸物價ノ昂騰ニヨリ自然事業費ノ膨脹ヲ來シ不便多キニヨル

修 正 簇 所

利率ヲ加重セサルコトヲ條件トシテ修正可決ス

採用セサルモノ(宿題ヲ含ム)

一、耕地整理法第七條第三項「前項ノ通知ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ公告ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得」トアルモ「右ハ通知ヲ爲スコト能ハサル」ヲ削リ公告ヲ以テ通知ニ代フルコトヲ得ル様改正スルコト

長崎縣答申(一)

理由 現行法ニ依レハ通知ヲ爲スコト能ハサル場合ニ限リ公告ヲ以テ通知ニ代フルモノト解セラルルモ廣大ナル土地ニ於テハ一々其ノ占有者ニ通知ヲナスカ如キハ事實上煩雜ノ手數ヲ要スルヲ以テ斯ル場合ニハ公告ヲ以テ通知ニ代フルハ便宜ナリト思惟セラルルニ由ル

長崎縣答申(二)

理由 耕地整理地價据置年期又ハ新開免租地年期ノ許可ヲ受クルニハ先ツ工事完了シタル上地價ノ修正又ハ設定調書及圖面ヲ作リ(施行規則第十二條ノ二)更ニ年期申請ヲナスヲ要ス然ルニ此等ノ手續ハ煩雜ニシテ三十日以内ニ申請スルハ頗ル困難ナルヲ以テ申請期間ヲ長カラシメントス

三、耕地整理組合ヲ公法人ト認ムル様改正ヲ望ム

埼玉縣答申(三)

理由 設備ニ要スル用地買収上及組合費徵収上支障アルニ由ル

四、耕地整理法第十條第一項中「耕地整理施行ノ爲」ノ下ニ「若ハ施行ノ結果」ヲ加ヘラレタシ

千葉縣答申(一)

理由 施行前後ニ付適用上區々ニ涉リタル事例アルニ依ル

千葉縣答申(二)

五、耕地整理法施行規則第十二條ノニ左ノ一項ヲ追加セラレタシ

耕地整理施行地區ヲ數區ニ分チタル場合ニ於テハ其ノ區ニ屬スル評議員ノ決議ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

千葉縣答申(四)

理由 現行評議員會ハ各工區ニ關シ直接利害關係ヲ有セサルモノアルヲ以テ主ニ形式ニ流ル嫌アリ之カ追加ヲ要スルニ由ル

六、耕地整理法施行規則第四十九條第一項組合會ハ「百人以上」トアルヲ「五十人以上」ト改ム

千葉縣答申(六)

理由 換地處分ノ如キ重要事項ハ總會ニ於テ議決スルヲ以テ其ノ他ノ議件ハ五十人以上ヲ限度トシ組織スルハ現時ノ状態ニ適應スルモノト認ムルニ由ル

茨城縣答申(七)

七、耕地整理ノ事業トシテ單ニ道路、溝渠等ノ一部ニ對シ改廢ヲ爲シ全然區割形質ノ變更ヲ爲サルル場合ニ於テ其ノ潰地ニ對スル抹消登記ハ耕地整理登記令第八條ノニ依リ代位申請ノ形式ニ依ルコトニ法令ノ改正ヲ望ム

茨城縣答申(六)

八、公有水面埋立法ニ依レハ埋立免許ヲ爲ス場合ニ於テ第五條中第三號第四號ニ關スル事項ハ事業執行上否定ノ條件ト認メラルモ斯テハ事業上惡影響ヲ及ホスノ慮アルヲ以テ本法施行規則制定ノ際其ノ制限ヲ緩和セラルル様適當ニ規定セラレムコトヲ望ム

栃木縣答申(三)

理由 關係人資格證明書ヲ提出セシムルハ相互ノ手續繁雜ナルニ依ル

一〇、耕地整理法第十條第一項登錄ヲ爲ストキノ下(又ハ土地臺帳謄本並其ノ他必要アル書面ノ交付ヲ受クルモノニ付テハ登錄稅其ノ他ノ公課ヲ免除ス)ト改正セラレムコトヲ希望ス

栃木縣答申(四)

一一、埋立、干拓ノ耕地整理施行ニ當リ公有水面埋立法第二條ニ依ル地方長官ノ許可ト耕地整理法ニ

靜岡縣答申(一)

依ル組合設立認可トヲ同時ニ與へ得ル様相當法ノ改正アリタシ

理由 現行ノ官有水面埋立免許法ニ於テモ先ツ其ノ許可ヲ受ケ次ニ耕地整理法第二條ノ三ニ依リ組合設立又ハ施行認可ヲ受クルヲ要ス公有水面埋立法ハ未タ施行期日決定セサルモ其ノ趣旨亦同一ナルカ如シ設計調査ノ如キモ始メヨリ耕地整理トシテ施行スルコトヲ得ハ縣ニ於テ圖書ヲ作製交付スルカ故ニ當業者ノ損失少ナキモ各別ノ手續キニ依ルトキハ第一次ニ埋立免許ニ必要ナル設計書圖面等ヲ作製出願シ後再ヒ耕地整理ニ依ル調査ヲ爲シ圖書ノ作製ヲ要シ結局二重ノ手續ヲ要ス若シ公有水面ノ埋立法ト耕地整理ニ依ル調査ヲ爲シ圖書ノ作製ヲ要シ起債シ得ルコトニシタシ

滋賀縣答申(四)

理由 現行規定ハ範圍狹少ニシテ不便アルニ由ル

滋賀縣答申(五)

理由 本條ニ該當スル事項ハ組合員全部ニ影響ヲ及ホスカ如キコトナク利害關係者ハ一部ニ限ラレ評議員會ニ於テ爲スモ弊ナキニ依ル

コト

岐阜縣答申(一)

一五、國有林野ヲ豫約開墾ニ依リ施工完了ノ上之カ土地拂下ニ關スル登記料ヲ免除セラレタキ

ラシムル様改正セラレタシ

長野縣答申(一)

理由 近時國有林開墾適地ヲ豫約開墾ニ依リ農耕地トナスモノ勃興スル今日之カ素地拂下ニ關スル登記料ヲ要スルコトハ斯業獎勵上遺憾ニ付之カ登記料ヲ免除スルヲ妥當ト認ムルニ因ル

一六、耕地整理法第六十八條第二項中ヨリ「第六十一條第五號」ノ事項ヲ削除セラレンコトヲ望ム

福島縣答申(一)

理由 法第六十八條第二項ニ依レハ法第六十一條第五號表決即チ組合長、組合副長及評議員ノ選任又ハ解任ヲ爲サントスル場合ニ於テハ法第五十條ノ條件タル出席組合員總數ノ二分ノ一以上ニシテ其ノ所有スル土地ノ總面積及總地價各三分ノ二以上ニ相當スル得票ヲ必要トス然ルニ會議ノ觀念ニ乏シキ農民ニ對シ該條件ノ具備ヲ強ユルモノノ如クニシテ種々ナル困難アルヲ免レサルナリ尤モ縣ニ於テハ之等ニ付テハ指導監督勵シツツアルモ往々法第五十條ノ條件ヲ誤解シ單ニ得票數即チ最高得票者ヲ以テ當選者トシ認可申請スル向アリテ縣ニ於テハ調查ノ結果法第五十條ノ條件ヲ具備セサル故ヲ以テ申請ヲ却下シ爲ニ組合ニ於テハ再度總會ヲ招集セサル可カラサル場合アリ

テ事業進捗上甚遺憾ナルノミナラス役員ノ選任解任ハ法第六十八條第二項中最輕易ナル事項ノモ
ノト思考サルルヲ以テ法第六十八條第二項中ヨリ「第六十一條第五號」ノ事項ヲ削除シ役員ノ選任

解任ハ法第六十八條第一項ニ依リ得ル様改正セラレンコトヲ望ム

一七、耕地整理法施行規則第四十九條第一項中「百人以上ノ組合員」トアルヲ「五十人以上」ト改メラレ
ンコトヲ望ム

福島縣答申（二）

理由 組合會ヲ設クルトキハ事務捗進上最便利ナルノミナラス現在耕地整理組合ニ於テハ五十人以上
百人以下組合員ヲ以テ組織スルモノ最多キ様思考スルヲ以テ之等最多數ノ組合ニ對シ一層事務
ノ進捗ヲ計ランカ爲施行規則第四十九條第一項中「百人以上」トアルヲ「五十人以上」ト改メラレ
ンコトヲ望ム

一八、耕地整理法施行規則第十五條ノ二第一項中地價据置年期又ハ開墾免租年期ノ許可申請期間三十
日トアルヲ六十日ト改正セラレンコトヲ望ム

福島縣答申（四）

理由 開墾事業多キ所ニ於テハ三十日以内ニ申請困難ナルヲ以テ申請期間三十日以内トアルヲ六十
日以内ト改正セラレンコトヲ望ム

一九、耕地整理施行規則第四十九條第一項中「百人」トアルヲ「五十人」ノ改メラレタシ

山形縣答申（二）

二〇、耕地整理組合費及其ノ他組合ノ收入ノ滯納處分ニ關シ市町村稅徵收ノ方法ニ依リ耕地整理組合
ニ於テ徵收シ得ル如ク改正セラレタキコト

秋田縣答申（五）

説明 現行法ニ於テハ組合自體ニ於テ組合費及其ノ他組合ノ收入ノ滯納處分ヲ爲シ得ル權能ナキヲ
以テ組合事業遂行上著シキ不便ナルヲ認ムルニ依ル

二一、規則第四十五條ノ總會ニ於テ組合會議員ノ選舉、起債、收支豫算ノ議定ヲ爲シ得ラルル規定ヲ
設ケラレタキコト

秋田縣答申（六）

説明 組合會議員ノ選舉、起債、收支豫算等ヲ規則第四十五條ノ總會ニ於テ同時ニ表決スレハ工事
着手前ニ於ケル手續ヲ省略シ得ルヲ以テ工事着手ノ期間ヲ早ムルノ便宜アルニ依ル

二二、地方長官ノ免許ニ依リ耕地擴張企畫者ヲ定メ他人ノ土地ヲ開墾スルヲ得セシムル様關係法規改
正ノ件

廣島縣答申（一）

理由 耕地擴張見込地ニシテ最有利ナリト認ムルモノト雖其ノ所有者カ資力其ノ他ノ關係ニ於テ事
業ヲ實施セサルモノニ付企業者カ之ヲ施行セントスルトキハ地方長官ニ於テ企業者ノ實施能力並

事業ノ當否及當該地方ノ農業状態ヲ調査シ適當ト認ムルトキハ其ノ土地ノ所有者ニ事業實施方法ヲ慾憲シ之ヲ肯セサルトキニ限り企業者ニ之ヲ免許シ事業ヲ實施セシメントスルニアリ企業者ハ土地所有者ニ對シ土地ノ買收又ハ事業實施上必要ナル契約ヲ締結シタル後事業ニ著手スルコトヲ要セシメ若シ土地所有者ト協議調ハサルトキハ土地收用法ヲ適用シ其ノ土地ノ買收ヲ爲サシムルコトトシ以テ開墾事業ノ進捗ヲ計ルモノナリ

二三、耕地整理施行規則第四十九條第一項ニ但書ヲ設クルコト

香川縣答申(一)

説明 組合會ハ百人以上ノ組合員ヲ有スル組合ニ非サレハ之ヲ設クルコトヲ得サルハ法文上何等疑義ナキモ組合設立認可後其ノ組合員カ百人以下ニ減シタルトキハ當然組合會ナルモノハ消滅スルモノナリヤ否ニ付積極消極又ハ折衷說等アリ既ニ說ヲ二三ニセサルヘカラサルカ如キハ法ノ運用上適當ナリト云フヘカラス故ニ一度之カ設置ヲ認メタル以上ハ組合ノ意思ニ重ヲ置キ例ハ組合員カ百人以下ニ減スルモ組合ニ於テハ其ノ存續ヲ必要トスルモノニハ之ヲ認ムルコトトシ然ラサルモノハ之ヲ認メサルコトニ但書ニ於テ明文シ疑義ナカラシムルコトヲ要ス

二四、耕地整理法施行規則第十五條ノ二中「三十日以内」トアルヲ「遅滯ナク」ト訂正セラレムコトヲ望ム

佐賀縣答申(一)

理由 地價据置又ハ新開免租年期ノ許可ヲ受ケムト望ムモノニシテ應々三十日以上ヲ經過セリトノ理由ヲ以テ其ノ年期ヲ許可セラレサル事アリ耕地整理法第十四條改正ノ結果必スシモ三十日以内ニ限定セスシテ許可セラレ支障ナキモノト認ム

二五、耕地整理法第七十五條中ヲ左ノ通改ム

「市町村ハ組合長ノ請求ニ依リ」トアルヲ「組合長ハ」ト改ム

第二項削除

「前三項」ヲ「前二項」ニ改ム

大分縣答申(一)

理由 従來滯納者アル場合ハ法文ニ做ヒ市町村ニ請求シタリシカ市町村ニ於テ往々其ノ執行ヲ怠リ再三請求ヲ爲スモ種々ナル口實ノ下ニ斷然タル處置ヲ執ラス財政整理上非常ナル支障ヲ來タシ且又組合員數町村ニ跨ル場合之カ請求ニ多數ノ手數ヲ要スルニ依ル尙組合事業ノ獎勵ニ關シ物質的補助ヲ與フルモ一方法タルヘキモ如斯法ヲ改正シ組合ノ效力ヲ増大ナラシムル事ハ組合ノ發達上必要ナル事項タルヲ信ス

二六、耕地整理地區分割ニ關スル規定ヲ設ケラレタキコト

沖繩縣答申(一)

理由 或ル事由ノ下ニ(種々ノ場合アリ)地區ヲ分割シテ二以上ノ地區ニ各獨立セントスル場合ニ處

スル法令ノ規定ナキヲ以テ極メテ姑息ナル手段ニ俟ツノ外ナキハ不便ナルニ因ル

地方提出協議事項及決議

本項ハ第三、第五及第六委員會ニ附託シ審議セラレタル結果ヲ本會議ニ附シ可決シタルモノナリ

可決シタルモノ

- 一、開墾及開墾地利用經營法研究ノ爲國ニ於テ適當ナル施設ヲ起サレ度キコト
 - 二、本會ニ於テ既ニ可決採用シタル協議事項ハ速ニ其ノ實行ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム
 - 三、耕地整理及土地改良獎勵費國庫補助金並耕地整理事業資金増額ニ關スル件
- 新潟縣提案（一）
山形縣提案（二）
- 説明 耕地整理及土地改良獎勵費ハ事業ノ發展ニ伴ヒ近時著シク膨大シ當初豫算ノ三倍以上ニ達スルニ至リシニ不拘之ニ對スル國庫補助金ハ依然トシテ増額ナキ爲交付歩合年々遞減シ地方費ノ負擔容易ナラサルモノアリ
地方資金ノ割當モ亦需用見込額ノ半ニ過キス
事業實施獎勵上甚遺憾トスル所ナルヲ以テ相當増額ヲ望ムモノナリ
四、廢川及廢堤敷地ノ利用ヲ容易ナラシムル方法ヲ講スルコト

埼玉縣提案(一)

理由 内務省直轄施行ニ係ル第一期河川改修ハ今ヤ完成ニ近カントシ爲ニ生シタル廢川敷地廢堤敷地ノ面積廣大ニ達セルモノト信ス然ルニ廢堤廢川敷地ノ處分ハ一定ノ計畫ニ基ク改修河川全川ニ亘ル工事ノ完了後ニアラサレハ爲シ得ラレサルノ制規ナリ之ヲ部分的完成區域毎ニ處分シ得ラル方法ヲ講シ以テ之カ土地ノ利用ニ容易ナラシムルコトト土地利用計畫ノ實行ヲ期セラルヘシト認ム

五、村、大字、字區域名稱變更ニ付官報掲載未濟地區ハ急速ニ掲載終了方ヲ主務省ヨリ印刷局ニ交渉セラレタシ

静岡縣提案(一)

理由 大正八年以降施行ノ分掲載未濟ニシテ事務ノ處理上支障少カラス屢々縣ヨリ掲載方ヲ交渉スルモ未タ數組合ヲ殘スノ狀態ニアルヲ以テ此ノ際主務省ヨリ急速登載方ヲ交渉セラレムコトヲ乞ハントス

否決シタルモノ

一、設計書ノ豫算費目ニナキ費目ヲ新ニ設ケ豫算費目ヨリ流出支出シタル場合ハ助成法施行規則第四條ノ手續ヲ省略スルカ若ハ助成金交付後ニ於テ之ヲナサシムル様取計ハレタシ

宮崎縣提案(一)

撤回シタルモノ

理由 地方長官ノ認可ヲ受ケ更ニ大臣ノ認可ヲ受ケサル可カラサル等手續煩雜ニシテ法ノ精神ニアラスト認ムルニヨル

否決シタルモノ

一、助成金交付ノ指令ハ工事著手ノ届出後若ハ之ニ關スル地方長官ノ副申アリタル後ニ於テ爲スコト理由 助成金交付願提出後新ナル事由ノ發生ニヨリ指令所定ノ期間ニ工事ニ著手セサルコトアリテ不都合ヲ生スル場合アルニヨル

二、助成法施行規則第二條第二項ノ代表者ハ共同事業者ニアラサル起業者(其ノ開田地ニ灌溉スル水路溜池ノ新設者)モ認メラルコト

理由 事實上ノ便宜多キニヨル

宮崎縣提案(三)

大正十年十二月六日印刷

大正十年十二月十二日發行

農商務省商務局

印刷者 石丸鶴吉

東京市京橋區鈴木町二番地

印刷所

東亞印刷株式會社

電話京橋一長

二二二

五四

東京市京橋區鈴木町二番地



終

